

豊かにし、人類の福祉に貢献するゆえんであると考へます。この趣旨にかんがみ、新人の育成、地方文化の振興、青少年のための芸術活動の促進等について必要な援助を行ない、また、従前に引き続き文化財の保存、活用について一その努力をしてまいりたいと考へます。また、教育、学術、文化の国際交流の促進についてもさらに努力を重ねてまいれる所存であります。

最後に、申すまでもないことながら、文教施策の推進は、ひとり文教行政当局だけでよくなし得るものでなく、国民全体の理解と協力に待つところがあり、御協力をお願いいたす次第であります。

○委員長(大谷藤之助君) この際、谷川文部政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。谷川文部政務次官。

○政府委員(谷川和穂君) 文部政務次官を拝命いたしております谷川和穂でございます。もとより不敏の身でございますが、本委員会の皆さま方の御叱正と御鞭撻をいただきまして、大過なくこの役を全うしたいと念願をいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(大谷藤之助君) 引き続き、昭和四十二年度の文部省予算に関し、文部大臣の御説明を求めます。剣木文部大臣。

○国務大臣(剣木亨弘君) 昭和四十二年文部省所管の予算案につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、文部省所管の一般会計予算額は五千八百四十五億八千六百二十九万円、国立学校特別会計の予算額は二千二百七十二億八千六百四十八万一千円でありまして、その純計は六千二百二十九億六千九百九十二万八千円となっております。この純計額を前年度当初予算と比較いたしますと、およそ八百三億円の増額となり、その増加率は一四・八％となっております。

以下、昭和四十二年の予算案におきまして特に重点として取り上げました施策について御説明申し上げます。まず第一は、教育費の負担軽減と

育英奨学事業の拡充であります。このことにつきましては、かねてから努力を重ねてまいりましたところであり、明年度は特に父兄負担の軽減に留意し、教材整備の促進、教科書無償の推進、学校給食の普及充実、就学援助の強化、遠距離通学費補助の拡充につとめたほか、地方公共団体の超過負担の解消を促進し、育英奨学事業の拡充を行なう等の施策を進めるといたしました。

そのうち、まず教材整備の促進につきましては、国庫負担の対象となる教材基準の設定を行ない、当該教材基準の七〇％までの充実を十年計画で整備充足することとした。また、教科書無償につきましても国、公、私立学校を通じて、中学校及び特殊教育諸学校の中学部の第二学年までの児童、生徒に対して教科書の無償給与の措置を拡大することにいたしました。

次に、就学援助の強化につきましては、要保護、準要保護児童生徒の就学奨励として、通学用品費を新たに支給品目に加えるとともに、学用品費の補助単価の改訂を行なうことにいたしました。

次に、遠距離通学費につきましては、対象人員を一万人以上に拡大してその拡充につとめました。

次に、地方公共団体の超過負担の解消の促進につとめましては、公立文教施設の単価の引き上げ及び構造比率の改善に特に配慮し、また、義務教育費国庫負担金の給与費のうち、政令都府県の給料定額の是正をはかることとした。

また、育英奨学事業の拡充につきましては、大学院奨学生及び大学特別奨学生の増員を中心として引き続き事業を拡充し、また、大学特別奨学生で私学に進学した者について特別な配慮を加える等全体で二十五億円余を増額いたしました。

第二は、義務教育の充実と後期中等教育等の拡充整備であります。まず、僻地教育の振興につきましては、僻地の教育環境の改善等のため、引き続き各種の施設、設備の充実をはかりましたほか、給水施設の補助、眼科医の派遣、一、二級僻

地学校給食の特別措置等、新しい試みを加えて総合的かつ重点的に施策を推進することとしたしております。

次に、特殊教育の振興につきましては、養護学校及び特殊学級の計画的な普及と就学奨励費の内容の改善のため必要な経費を増額いたしますとともに、特殊学校担当教員の待遇の改善を行ない、また、社会生活への適応性を一そう助長するため職業教育の充実をはかり、さらに特殊教育の振興に資するため新たに特殊教育の総合的調査、特殊教育推進地区の設置及び心身障害児総合実態調査を行なうこととしたしております。

次に、後期中等教育の拡充整備につきましては、引き続き定時制教育及び通信教育の振興をはかるとともに、新たに定時制通信制併置高等学校を設置し、高等学校教育の多様化に対処するための施設及び設備等に必要経費を計上しております。

次に、理科教育設備及び産業教育の施設設備の充実につきましては、引き続き新基準による計画的な改善充実を行なうこととしたほか、自営者養成のための農業高等学校の整備をはかり、また、新たに高等学校の衛生看護科教育に対する施設費の補助を行なうこととしたしております。

次に、学級規模の適正化と教職員定数の充足の推進につきましては、学級編制の基準を原則として、小・中学校いずれも最高四十六人に改めるとともに、特殊学級の増設、充て指導主事の充実等のための増員をはかっております。また、給与の改善につきましては、管理職手当、特殊学級担当教員の給料調整額、旅費の増額等を行ないました。

次に、幼児教育の重要性にかんがみ、父兄の要望にこたえて、引き続き幼稚園の普及整備のために必要な助成を強化いたしますとともに、所要の教員を確保するため、公、私立大学及び短期大学の教員養成課程に対する設備の補助を行ない、また、新たに私立幼稚園に対し施設費の補助を行なうこととした。

既定計画の線に沿ってその整備を進めることとし、公立文教施設整備費二百九十五億円を計上いたしました。このほか、前年度に引き続き、教育課程の改善、道德教育及び生徒指導の充実並びに教職員の研修及び研究活動の推進に必要な諸経費を計上いたしました。

第三は、大学の整備拡充と高等専門学校の拡充であります。国立学校特別会計予算につきましては、前年度の当初予算額と比較して三百十九億円の増額を行ない、約二千二百七十三億円を計上いたしました。その歳入予定額は、一般会計からの繰り入れ千八百八十九億円、借り入れ金二十五億円、付属病院収入二百四十七億円、授業料及び検定料五十六億円、学校財産処分収入二十八億円、その他雑収入二十六億円であります。歳出予定額の内訳は、国立学校運営費千七百五十七億円、施設整備費四百九十八億円などです。

国立大学の拡充整備につきましては、まず、大学入学志願者の急激な増加を予想して、大学及び短期大学の入学定員の増加をはかり、三千九百八十五人の増募を行なうこといたしました。このため大学について、二学部の創設、三文理学部の改組、三十一学科の新設及び十九学科の拡充を行ない、短期大学について、一医療技術短大の創設及び一学科を新設することにいたしました。

なお、昭和四十三年度から九州芸術工科大学を設置することとし、これが準備のため必要な経費を計上いたしました。

次に、教官当たり積算校費、学生当たり積算校費、設備費等各大学共通の基準的経費につきましても、引き続きその増額をはかっております。

また、新制大学における大学院修士課程の拡充、付属病院、付属研究所の整備につきましても特段の配慮をいたしておりますが、特に付属病院につきましては、三公立医科大学付属病院の国立移管、五歯学部付属病院の創設及び病院教官の増員等の措置を講じております。

次に、専門的技術者育成のため一工業高等専門学校

あります。このほか、船舶職員の資質の向上をはかるため、既設の五商船高等学校を転換して、商船高等専門学校を創設することいたしました。次に、国立学校施設の整備につきましては、財政投融資資金及びその他の収入を財源の一部に含めて予算額を四百九十八億円と大幅に増額し、一段とその整備の促進をはかることといたしておりますが、なお、施設整備の円滑な実施をはかるため、後年度分について、百八十五億円の国庫債務負担行為を行なうことができることといたしております。

第四は、私学の振興であります。私立学校の振興は、今後の文教政策の課題であり、その基本的な助成方策につきましては、なお慎重に検討中であり、現下の状況等にかんがみ、昭和四十二年度の予算案におきまして特に重点として取り上げたところであります。まず、私立学校振興会に対する政府出資金及び財政投融資資金からの融資につきましては、合わせて二百六十億円に拡大し、私学全般の施設の改善充実に充てることといたしました。また、私立大学理科学教育設備整備費助成及び私立大学研究設備整備費助成につきましても合わせて四十四億円を計上し、前述の私立大学特別奨学に関する特別な配慮、その他私立幼稚園に対する施設費の補助の新設等の施策を講じております。

第五は、家庭教育、社会教育の振興と青少年の健全育成であります。青少年の教育問題は、近時ますますその重要性を加えており、これに対処するためには、学校教育及び社会教育の両面にわたって深く意を用いるべきところであると存じます。まず、社会教育は、国民の教養の向上に大きな役割を果たすものであり、その普及振興は学校教育の充実とともにきわめて重要なものであります。このため社会教育指導者の養成確保に一段と意を用い、社会教育主事等の講習会のほか、各般の指導事業の充実強化につとめ、国立社会教育研究所の整備充実を行なっております。また、特に家庭教育を重視して家庭教育学級を充実強化す

る等の措置を講じました。

次に、青少年に団体宿泊による研修、訓練の場をより多く与えるため、国立第六青年の家を新設いたしますとともに、公立青年の家につきましても、その機能の拡大を考慮して整備を進めることといたしております。また、青少年の団体活動を一そう促進するため、青少年団体等の育成も強化したいと考えております。このほか、青少年に対する映画、テレビの影響力にかんがみ、積極的に優良な映画、テレビ番組の制作の奨励及び普及を促進することといたしました。また、社会教育の施設につきましても、青少年施設のほか、公民館、図書館、博物館等の施設、設備の整備を一そう推進することといたしております。

次に、体育・スポーツの普及につきましては、広く青少年一般にスポーツを普及奨励し、その体力の向上をはかるため、水泳プール、体育館、運動場及び柔剣道場等の整備を促進し、また、スポーツテストの普及、スポーツ教室等の実施、スポーツ団体・行事の助成、指導者養成等について、引き続き必要な経費を計上いたしております。このほか、登山研修所の設置、オリンピック記念青少年総合センターの建物の整備、本年度開催されるユニバーシアード東京大会の実施のための経費、及び昭和四十七年度開催予定の札幌オリンピック冬季大会の準備経費等、それぞれ必要な予算を計上いたしております。

次に、学校給食の普及充実につきましては、完全給食の実施を目的として、引き続き単独校及び共同調理場の給食施設、設備の充実をはかるほか、夜間定時制高等学校の食堂の設置、栄養職員の増員等の施策を行なっております。さらに小麦粉及び脱脂粉乳につきましても、従来のとおり補助を継続することとし、所要の補助金を計上いたしております。

第六は、学術研究の推進であります。わが国の学術の水準を高め、ひいては国民生活の向上に寄与するため学術研究の推進につきましては、引き続き努力をいたしております。昭和四

十二年度予算につきましては、まず、科学研究費の拡充を行ない、特にガン特別研究費は一段と増額をはかっておりますほか、引き続き研究所の新設、整備を行ない、また、ロケット観測、南極地域観測及び巨大加速器の基礎研究及び建設に伴う準備研究等につきましても、それぞれの目的に応じて必要な経費を計上いたしました。なお在外研究員の派遣のための経費についても増額計上いたしております。

第七は芸術文化の振興であります。すぐれた芸術を広く国民に普及し、また、わが国の伝統的な文化財を保存いたしますことは、国民生活の向上の上からもきわめて必要なことであります。まず、新しい試みとして新人芸術家の開発育成にため、地方文化施設費の補助及び青少年のための芸術活動の推進等を行なうために必要な予算を計上するとともに、芸術団体に対する助成を行ない、さらに国立美術館、博物館の整備を進めることといたしております。

次に、文化財保存事業につきましては、文化財の修理、防災施設の整備等を一そう充実することといたしておりますが、特に最近国土開発の急速な進展に伴ってその必要性を痛感されております史跡、埋蔵文化財の保護につきましても、特段の配慮を加え、平城宮跡の買上げ及び発掘調査につきましても必要な予算を計上することといたしました。さらに、無形文化財の保存活用等につきましても、引き続きその強化をはかることとし、わが国古来の無形文化財である歌舞伎、文楽等の保存と振興をはかるための国立劇場に対する助成につきましても、万全を期するよう配慮いたしました。

第八は、教育、学術、文化の国際交流の推進であります。まず、外国人留学生教育につきましても、その受け入れ体制の強化をはかっております。また国際学術文化の交流を促進するため、新たに日米間の文化教育に関する人物交流の促進をはかるとともに、引き続き教授、研究者の交流を推進することといたしました。なお、最近、特に

アジア、アフリカ諸国に対する教育協力の要請が高まっております。また、教育指導者の招致、理科設備の供与及び指導者の派遣等を行なうために必要な経費を計上いたしております。

さらに、ユネスコ国際協力につきましても、国内ユネスコ活動普及促進事業の実施、国際大学院コースの継続等、一段とその事業の推進をはかることといたしました。

以上のほか、沖縄の教育に対する協力援助費につきましても、これを大幅に増額し、別途、総理所管として計上いたしております。

以上、文部省所管予算案につきましてもその概要を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(大谷藤之助君) 次に会計課長の補足説明を求めます。井内府委員。

○政府委員(井内慶次郎君) お手元にお配りいたしております昭和四十二年予算要求額事項別表に基づきまして、大臣の説明を事務的に補足説明申し上げます。

第二ページをお願いいたします。重要事項の第一といたしまして、教育費の負担軽減と育英奨学事業の拡充でございますが、その第一として、教育費の負担軽減につきましては、大臣から御説明いたしましたように、特に重点的に予算を計上いたしました。すなわち、教材整備につきましても、義務教育費国庫負担金の教材費につきましても、新たに国庫負担の対象となる教材基準の設定を行ない、その七〇%を昭和四十二年より十カ年計画で整備充実することといたしまして、前年度より十五億九千万円増の四十三億九千万円を計上いたしました。養護学校教育費国庫負担金の教材費につきましても、同様の措置を講じまして、前年度のほぼ倍額を計上いたしております。次に、教科書無償につきましても、約十六億七千万円増の百八億八千万円を計上いたしております。この内容は、昭和四十二年の小学校一年から中学校一年までの児童生徒の後期用及び転学用の教科書と昭和四十三年の小学校一年から中学校二年までの児童生徒の前期用教科書の購入費などであ

ります。

次に、就学援助の強化であります。まず、要保護、準要保護児童生徒の就学援助につきまして、その対象はそれぞれ全児童生徒の三〇%及び七〇%で従来と変わりますが、児童生徒数の減少等により若干金額の下回っているものもございします。しかし、その内容におきましては、学用品費の単価増一〇%、通学用品費の新設などの改善を行なっております。また、夜間の定時制高校の就学援助につきましては、引き続き給食施設の整備と夜食費の単価の引き上げを行なっております。また、遠距離通学費補助につきましては、対象人員を一万名増加いたしまして、その拡充をはかっております。

五ページにまいりまして、地方公共団体の超過負担の解消の促進でございます。この点につきましては、大臣から御説明いたしましたように、特に意を用いたところでございますが、まず、公立文教施設整備費につきましては、建築単価について、小中の校舎で申しますと、鉄筋六・三%、鉄骨七・四%、木造九・七%の引き上げを行ない、また、鉄筋、鉄骨の構造比率におきましても平均約五%の改善を行なっております。新産都市、産地等に対する負担率のかさ上げを引き続き行ない、地方公共団体の超過負担の解消に資することといたしております。また、僻地の教員宿舎、高校産業教育施設につきましても同様に建築単価の引き上げを行なっております。政令県の給料定額につきましても、義務教育費国庫負担金の給与費において、政令四県について定めております国庫負担の最高制限給料定額を改訂して、今後三カ年間で国立学校教員の標準的な給与までこれを引き上げることといたしまして、その所要額を計上いたしております。

次は、育英奨学事業の拡充でございます。日本育英会への貸し付け金は約二十四億円増の約百二十一億円ですが、このほか返還金からの充当が約三十二億円ほど見込まれますので、事業量総額は約百五十三億円となる予定であります。

た、その内容については、一般貸与につきましては、大学院の奨学生の増員及び貸与月額改訂、特別貸与につきましては大学学部奨学生の増員に重点をおいております。なお、後者につきましても、後ほど私学振興の項で御説明する予定であります。私立大学学生に対して特別な扱いが認められたのが目立っております。

七ページにまいります。義務教育の充実と後期中等教育等の拡充整備でございます。まず、教育内容の改善充実につきましては、道徳教育、生徒指導、教育課程などについて、前年度に引き続き研究推進校の設置、指導資料の作成配布、講習会の開催などを行なうことといたしております。また、教育研究団体の助成につきましても所要の増額を行なっております。

次に、八ページの僻地教育、特殊教育の振興のことでございますが、僻地教育につきましては、約三十六億円を計上いたしました。その内容としては、教員宿舎の一部につきまして、一戸当たりの面積をふやして内容の改善をはかりましたこと、スクールバス、ボート、ジープの台数を増加したこと、新たに給水施設整備費、眼科医派遣費に対する補助を加えましたこと、寄宿舎居住費のうち食費、日用品費の単価の引き上げを行なったことなど、全般的にきめこまかく改善を行なうことといたしております。

十二ページの特殊教育の振興につきましては、総額で約十七億円を計上いたしております。まず、特殊学級担当教員の待遇につきましては、俸給調整額を現行の四%から八%に引き上げてこれを改善いたしました。また、養護学校十六校、特殊学級千二百学級の増設をはかりましたほか、新たに特殊教育推進地区の設置、特殊教育の総合的研究調査、盲学校視用教材複製設備の補助、心身障害児総合実態調査を行なうことといたしました。さらに、就学奨励費につきましても、その内容の充実をはかるとともに、新たに小中学部の通学用品費、高等部の学用品購入費をその対象に加えております。

次に、十六ページになりますが、同和教育の振興につきましては、前年度から開始いたしました高等学校等進学奨励費補助の補助対象人員を大幅に増員したほか、社会教育関係におきましても事業の拡充をはかっております。

次に後期中等教育の拡充整備でございます。まず、定時制教育及び通信教育の振興につきましては、中央教育審議会の答申に沿って、勤労青少年の生活実態に即した教育をねらいとして、定時制通信制併置高校三校を設置することとした。また、定時制及び通信教育手当を受け取る実習助手の範囲を拡大し、新たに夜間定時制高校の食堂施設の補助を行ない、給食費の単価を引き上げるなど、計十二億円を計上いたしております。また、すぐあとで御説明いたしますように、高等学校産業教育施設設備補助金によりまして、高等学校教育の多様化に対処することといたしております。

二十ページの理科教育及び産業教育の充実のこととでございますが、まず、理科教育の設備費につきましても、前年度設定いたしました基準により整備することといたしまして、前年度より一〇%増の約十二億七千万円を計上いたしております。産業教育の充実につきましては、まず、一般設備費及び一般施設費につきましても、前年度設定いたしました新基準に基づく年次計画による整備といたしまして四十二億九千万円を計上いたしております。

このほか、昭和二十七年から二十九年度までに購入した設備の更新費一億円、高等学校衛生看護施設費二千万円を新規に計上いたしました。また、実習船につきましても、大型七隻、中型一隻、農業自営者の養成につきましても、二年計画により整備するA類型五校、単年度で整備を行なうB類型三校をそれぞれ補助対象といたしております。以上、産業教育関係施設設備費の総額は五億円増の五十二億六千万円となっております。

二十三ページにまいりまして、教職員の勤務条件の改善等でございます。本年度は、義務

教育諸学校においては約四十一万人の児童生徒数の減少が見込まれておりますので、学級編制の基準を標準法実施の計画に従い、四十七人から四十六人に引き下げることに増員を見込みます。また、なお三千八百十三人の減が見込まれるのでありますが、反面、養護教員、事務教員の増千三百八十九人、特殊学級増設による担当教員の増千五百五十八人、充て指導主事の増二百人を行ないますので、全体で教職員定数の減員は三十六人となるわけでありまして、また、教職員給与の改善といたしましては、旅費単価、校長、教頭の管理職手当、特殊学級担当教員の給料調整額の引き上げを行なうとともに、新たに特殊教育学校の部の主事について管理職手当一〇%を支給することといたしております。以上の措置を行ないました結果、義務教育費国庫負担金の給与費は、総額では前年度より三百三十三億円増の二千八百九十一億七千五百万円となっております。

次は、幼稚園教育の推進であります。二十五ページにまいりまして、公立の幼稚園につきましても、引き続き計画的に増設をはかるため百五十園の新設と百学級の学級増に必要な施設設備費の補助を行なうことといたしております。また、新たに私立幼稚園につきましても施設設備費補助として、一億円を新規に計上いたしております。

次は、公立文教施設の整備でございます。昭和四十二年度は第二次五カ年計画の第四年目として、既定計画に従って整備が進められるわけでございまして、四十五億円増の二百九十五億円を計上いたしております。このうち建築単価及び構造比率については、さきに御説明いたしましたような改善を行なっておりますが、事業量につきましても、小学校屋体及び中学校屋体については二〇%増、統合学校校舎については一〇%増するなど、平均約八%増の措置を講じております。なお、定時制高校建物の中には、さきに触れました定時制通信制併置高校三校が含まれております。

次に、二十九ページにまいりまして、大学の拡

充整備と高等専門学校の拡充でございます。まず、国立大学の拡充整備のうち、学生入学定員に

つきましては、前年度に引き続き入学志願者の増加を背景としてかなり大幅な定員増を行ないまして、大学で三千六百五十五人、短大で三百三十人、計三千九百八十五人の増となっております。

その具体的な内容といたしましては、北海道大学及び九州大学の歯学部の新設、東京工業大学理工学部及び横浜国立大学経済学部の分離による学部増、山形、茨城、富山の各大学の文理学部の改組、三十一学科の新設、十九学科の改組、大阪大学医療技術短期大学部の創設、夜間短大の一学科の新設等があります。このうち学科の新増設等に

伴う三千七百四十五人につきましては、四月一日より増募し得るよう暫定予算で措置願ったところであります。

次は、教官、学生当たり積算校費等基準経費の増額であります。学生当たり積算校費のうち大学院博士課程について二五%増、修士課程について一五%増、学部学生について一〇%増、また、教官当たり積算校費につきましては一〇%の増額を行なっております。

次は、付属病院の関係でございます。公立大学の国立移管に伴ないまして、岐阜、神戸、山口の各大学に医学部付属病院を新設するほか、北海道大学等五大学の歯学部付属病院の新設、十四診療科の新設などを行なうことといたしております。

また、付属病院管理の円滑化及び研究生の指導体制の確立に資するための病院教官百人の増及び研究生等が実際に診療に従事する場合の診療協力謝金一億円が新たに計上されております。

次に、高等専門学校につきましては、工業高等専門学校一校を千葉県木更津市に新設するほか、既設校に六学科を増設することといたしております。また、さらに高等専門学校制度を拡充して商船教育にまで及ぼすこととし、現在の国立商船高等學校富山、鳥羽、広島、弓削、大島の五校を転換し、その内容を充実して外航船舶職員の資質向上を期するため、新たに商船高等専門学校五校を設

置することといたしております。

次に、国立学校施設の整備でございますが、前年度より七十八億円増の四百九十八億円を計上し、さきに御説明いたしました学生増募その他に対処することといたしております。このうち不動産購入費は前年度の二十七億円に對しまして約倍額の五十一億円となっております。このほか国庫債務負担行為限度額として、四十三年度分約百八十五億円が認められております。

次は、三十二ページの公立大学の助成のところでございますが、理科設備の助成を千六百万円、公立大学の研究設備の助成を四百五十万円増額しております。その次の能力開発研究所に對しましては、電子計算機レンタル料の補助を行なうことといたしております。

大事項の第四は、私学の振興でございます。まず、私立学校振興会に對する政府出資金は三億円増の十五億円でありまして、このほか財政投融資資金からの融資が六十五億円増の二百四十五億円、自己調達資金が五十億円見込まれており、貸し付け資金総額は三百十億円となっております。これによりまして学生の増募に伴う施設の拡充及び既設大学等の施設整備などに遺憾なきを期しております。

次に、教育研究設備補助等につきましては、私立大学研究設備及び私立大学理科等教育設備を合わせまして約七億円を増額し、昭和四十二年度から図書購入費の補助を新たに行なうことといたしております。

次に、日本育英会特別貸与私学奨学生でございますが、日本育英会の特別奨学生のうち私立大学に進学する者につきまして、昭和四十二年度入学者から貸与月額を五〇%引き上げ、自宅七千五百円、自宅外一万二千円とし、また、採用予定数を千二百人増の四千六百人といたしております。

第五は、家庭教育、社会教育の振興と青少年の健全育成でございます。まず、社会教育指導の充実をはかり、社会教育全般の振興に資するため、各種の社会教育活動に對する指導強化として、文

部省及び都道府県教育委員会から指導者を派遣し、資料を作成配布する等に必要経費千六百万円を新規計上いたしました。その他引き続き社会教育主事講習等、社会教育指導者の養成を行なうことといたしております。

次の家庭教育、婦人教育につきましては、家庭教育学級一学級当たりの補助額を従来の一万円から二万円に増額し、学級の充実改善に資することとしたのが、そのおもなるものでございます。

次は、青少年教育の推進充実であります。まず、青年の家につきましては、国立第六青年の家を兵庫県淡路島に新設するとともに、引き続き既設の国立青年の家の整備充実につとめ、公立青年の家に對する助成を行なうこととしております。

また、引き続き青年学級、勤労青年学校等について補助いたすこととしております。なお、最後の社会教育関係団体補助につきましては二千九百万円の増といたしましたが、このうちにはボーイスカウト第十二回世界ジャンボリーに對する補助三千万円が含まれております。

次は、三十七ページの社会教育施設設備であります。公民館につきましては十一館増のほか、設備としてビデオコーダーを新規に計上いたしました。また、図書館については三館増とブックモービル三台増といたしております。さきに御説明いたしました青年の家関係を含めまして約三億六千万円増の十五億円を計上いたしております。

次の映画テレビの健全活用では、テレビ番組の改善向上のため新たに教育テレビ放送の実施委託を行なうこととして五千三百万円を計上いたしております。

次は、三十八ページの体育、スポーツの普及であります。まず、青少年体育、スポーツ施設等の整備につきましては、水泳プールを五百四十二カ所から六百カ所に、国民体育館を二十三カ所から二十五カ所にそれぞれ拡充し、新たに国民柔剣道場十カ所を設置するなど、体育施設整備補助として十一億六千万円を計上いたしております。ま

た、国立競技場、オリンピック記念青少年総合センターにつきましても、ユニバーシアード東京大会等とも関連して施設整備を進めることとし、さらに、昭和四十二年六月から富山県立山に登山研修所を開設するための予算を計上いたしております。

次の体力増強施策の推進のうちでは、壮年層体力調査費約二百万円が新規予算であります。次の青少年スポーツ組織の育成と指導者の養成につきましては、国民体育大会補助として一千万円増の四千五百万円を計上する等、増額につとめております。また、その内容はおおむね前年度とおりであります。また、スポーツの国際交流につきましては、冬季オリンピック大会選手団派遣等、スポーツの国際的な大会に要する経費約四千七百万円を計上いたしました。

次の四十三ページの青少年の安全、保健につきましては、児童生徒の交通安全のために研究協議会を開催する等、学校安全の普及充実を推進するほか、さきに御説明いたしましたように、僻地学校における保健対策について重点的に措置いたしております。

次に、四十四ページの学校給食の普及充実でございますが、八十二億七千万円を計上いたしております。すなわち、まず主要保護児童生徒給食費の補助については、単価の引き上げのほか、従来、貧困市町村の設置する三級以上の僻地の学校について認められていた特別措置を、一級及び二級の僻地学校にまで拡大しております。次に、給食の施設設備については、単価の引き上げ、共同調理場の個所数の増、夜間定時制高校の食堂十校分の新規計上などの措置を講じております。また、次の高度僻地学校児童生徒パン、ミルク給食費及び夜間定時制高校夜食費につきましては、それぞれ単価の引き上げが認められております。また、学校栄養職員につきましては、共同調理場、単独校合わせて三百八十八人を増員いたしました。さらに、学校給食用物資につきましては、前年度に引き続き脱脂粉乳に對する百グラム当たり

四円六十銭の補助、小麦粉に対する百グラム当たり一円の補助を継続することにいたしております。なお、義務教育諸学校の生乳の使用につきましては、これを百二十六万石に増加することとして必要な経費を農林省予算に計上いたしてしております。

次のユニバーシアード東京大会及び札幌オリンピック冬季大会につきましては、大臣から御説明申し上げたとおりでございます。

第六に、五〇ページの学術研究の推進でございます。まず、学術行政体制の整備をはかることとして、現在ございます学術奨励審議会を学術審議会に改組するほか、財団法人日本学術振興会を特殊法人として学術研究の進展に対応することといたしました。

次に、科学研究費につきましては、約四億円増の四十一億八千万円を計上いたしましたが、特になん特別研究費、研究成果刊行費は二〇％増となっております。

次に、重要基礎研究の推進であります。まず、研究所につきましては、新たに新潟大学脳研究所、金沢大学がん研究所、京都大学霊長類研究所の三研究所を新設するほか、既設の研究所の整備充実をはかっております。その他第九次南極地域観測に要する経費約七億八千万円、科学衛星及びロケットによる宇宙空間の観測に要する経費約三十四億円、巨大加速器の基礎研究及び建設準備研究に要する経費五億円を計上して、これらの重要な研究を推進することといたしております。

第七に、五二ページの芸術文化の振興でございます。今回は文部省に文化局が設置されてから実質的に最初の予算編成となったわけでございますが、注目すべきものとしては次のとおりでございます。まず、芸術団体の助成につきましては前年度より二千二百万円が増額されております。次に、新人の開発育成として、新たに新人賞を設定し、また、芸術家の長期在外研修を行なう等、新人芸術家の開発育成につとめることといたしました。次に、地方芸術文化の振興、青少年への芸術

普及として地方文化施設整備費補助六千万円、また、青少年のためにオペラ、新劇などの地方公演に要する経費二千万円をそれぞれ新規計上しております。

次に、昨年十一月開場いたしました国立劇場に對しましては、一般管理費等、その運営に要する補助金三億九千万円を計上いたしております。次に、国立博物館、美術館につきましても、施設設備、陳列品購入の増などを進め、その充実につとめることといたしておりますが、特に東京国立近代美術館において、在米接收戦時映画のプリントを三カ年計画で行なうこと、京都国立近代美術館が東京の分館から独立することが目立っております。

次は、文化財の保護の推進であります。まず、国宝等の保存修理、防災施設の充実につきましては、引き続きこれらに必要な経費の増額をはかり、三億円増の約十四億七千万円となっておりますが、このうち特に史跡の買い上げに重点を置きます。また、平城宮跡については、昭和四十一年度までに相当部分の買い上げを終えておりますが、残余の必要地域を二年計画で購入する経費、発掘調査費等が計上されました。次の無形文化財の保存活用のうちでは、重要無形文化財保存特別助成金五百万円が増額されました。

第八は、教育、学術、文化の国際交流の推進でございます。まず、留学生教育の拡充につきましては、前年度と大きく変わるところはございませんが、日本国際教育協会に対する補助のうちには、関西留学生会館の増築に対する補助が含まれております。

次の国際学術文化交流の促進については、外国人のための日本語教育の事業として、日本語教育の実態調査及び視聴覚教材の作成が新たに認められたほか、諸外国との人物交流の一環として、日米間の文化教育に関する人物交流の促進千五百万円が計上されましたが目立っております。

次の海外勤務者子女教育につきましても、新たな

に在外日本人の子女教育施設の教官用の図書費、帰国子女教育協力研究指定校等が新規に認められました。なお、ユネスコ国際協力につきましても、引き続きユネスコ教育科学発展計画への協力のための諸事業等を行なうほか、新たに国内ユネスコ活動普及促進事業委嘱費三百万円が計上されております。

最後に、その他といたしましては、中央教育審議会の充実のための同審議会の専門委員の増員、長期的展望に立った教育計画を検討するための長期教育研究会の設置に要する経費などを計上いたしました。以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

○委員長（大谷蔵之助君） 以上で文部大臣及び政府委員の説明は終了いたしました。

本件に關し質疑のある方は順次御発言願います。なお、政府側より鈴木文部大臣、斎藤初等中等教育局長、村山文化財保護委員会事務局長、井内文部大臣官房會計課長が出席いたしております。

○小林武君 私の質問はきょうは一つだけでございます。その前に、質問に關係しないこととて、委員長並びに文部大臣に特に申し入れておきたいのでありますが、もうだいたい前でありまして、中村文部大臣のときに、ドラゴンとデューフィの作品を西洋美術館に入れた。それについて要点を申し上げれば、それはにせものである疑いがあるという、そういうことが一点であります。価格の点について法外に高価であるという質問をやりました。これにつきましては、文部省側並びに西洋美術館側に対して、後刻、本委員会において報告をするということを約束したわけであります。なおその際、当時の文教委員長に對しては、そのお取り計らいをお願いをして御承諾をいただいた。ところが、その間に大臣が二人かわったけれども、一向そのことについて御報告がない。やめたらどうかというふうな私的なお話もございました。

たけれども、私はやめる意思がないので、これは国民全体に、やはり将来のこういう文化關係に對することの考慮をいたしますという、いわゆる自信がありますならば明らかにすべき問題であるという態度であったのであります。しかし、いろいろな事情で私も催促をあまり何度もしなかつた。これについてひとつ早急に本委員会において御報告をしていただきたいと思います。まずこれは文部大臣、それから委員長に對してはそれのお取り計らいをいただきたい。これをお願いしたいわけでありまして、この問題については、もう文部省の關係の方々は御存じだと思ふ。私が指摘したような事実が日本ではなくて、フランス並びにアメリカにおいてその問題が非常な刑事問題になつてゐる。司直の手に渡るといふような重大な問題に發展してゐることに關連があると考へられる。私はその資料を十分持つてゐるわけでありまして、私の資料が誤りであるか、あるいは文部省が自信を持つて、私の質問のあらは間違いがないから、安心せよといふような御報告をいただければ、やはりこれは明らかにしなければいかぬ。それのお取り計らいをしていただきたいと思います。これは早急と申しまして、特別に開いてということはいけません。委員会が開かれたときにやっていただけばけつこうでありますから、まああしたやれとか、あさつてやれといふ意味ではございせんから、その約束はしていただきたい。

もう一つ前に戻りまして、ただいまも文部大臣並びに担当の課長さんから御説明があつた中の平城宮の問題については、これは文部省はすでに御存じのとおりだと思ひますが、東一坊大路のところの道路が、調査によつて多少食い違つて、實際はもっと別にそれが折れ曲がつておるといふようなことが明らかになつてゐる。したがつて、従来の文獻上における場合の史跡といふものが変化をきたしてゐることが明らかになつてゐるよう思ふ。それらについて文部省としては、文部大臣からもお話しのように、非常にさういふ史跡その他について大事にしなければいかぬといふお考えの

ようであるが、何か対策があるのか。

それから藤原宮の問題については、パイパスの問題があるわけですね。これについても手を打っていないことはごいまいせんけれども、これもすでにトレンチを入れて調査してみれば、パイパスはその内裏と推定されるところの約この四分の一くらいのをあて通っているわけですが、それはどういふことになっているのかというところであります。しかし、これはいまここで答弁を特に必要といたしません。なおあとでひとつ文化財保護委員会等でお伺いしたかという点について、後刻私のほうでお伺いして、わかればけっこうなことであると思います。その点はまあいま特にここで質問すると、早く終わっていただきたいという意見もございすので、それは二つはもうあとでけっこうです。ただ、文化財保護委員会に行きましたら、あれはこうなっておるといふ事情だけは、そのときはつきり説明していただきたい。それからひとつ質問をしたら、あるいは文部大臣にお願いをした場合には、またそれはそのときのことにする。こういうことにしたい。

それで私の質問のことでございますが、これは文部大臣にお尋ねしたいんですが、話は一つです。日教組の代表と話し合いをするかしんないか。私は中村文部大臣のときに、このことについて予算委員会でも質疑をいたしましたし、その際文部大臣の、いま速記録をここに持ってきておりましたけれども、御意見は必ずしも合わないというんじゃない。文部大臣のおっしゃることは、大体こういふことだったんですね。いままでとにかく会ってみたい、会ってみたいけれども、あまりこまかいことをいろいろ言われるというのと、わしが出なくてもいいように考える、だから、それはその事務的なあれでやってもいいからどうか。それで、まず今度会うときには、まあ委員長、書記長ぐらいのところまで、ひとつ大きな話を少しやるといふことを一度やたらどうか、こういう話だったので。それで私は、これから会うときは委員長と書記長としか会わないのだということになると、あ

いが悪いが、そういうことかと言ったら、それはいろいろ経緯はございすけれども、最終的には、そういうことじゃありません。しかし、いままで何々部長とか何とかたくさん来ているいろいろな委員長、書記長だけと話し合いという気持ちで自分を持つていて、それをやたらどうかというようなことで、私はそのとき、そういうことを中にはさむこともけっこうだけれども、日教組全体として、委員長ばかりでなく、そのほかの関係の者も来て話し合いをするということについてはお認めになったらいでないかというたら、それに対しては、あえて別に反対するという考え方はないというのを私に答弁された。それは私との関係です。

それからもう一つ、日教組の代表の話し合いについては、昭和四十年の十一月六日に、中村文相から、倫理綱領の再検討、教師の政治的中の確保、実力行使の廃止の三項目は、文部省としての強い要望であり、話し合いの前提条件ではないかというのを確認をされている、こういうのです。だから、何かこういう三項目を認めない限りにおいては日教組と会いせんという、そういうことではないかというのを、ここでひとつ中村さんが日教組側と了解をしておる。それから憲法第九十九条の精神にのっとり、憲法の諸原則及び教育基本法を共通の土俵として文部大臣のイニシアチブによる合意の上、年数回、話し合うことを文書にして双方合意しておる。この場合の年数回というのは何回のことなんだ、具体的に何回かという、五、六回の意味であるというのを、日教組側の質問によって文部大臣の御意向というのを明らかにした。こうなっている。そこで、私は実は前大臣、有田さんの場合にこのことについて話し合ったことがありますが、どうも有田さんもあいまいなんです。あまり早くやめられちゃって、十分話し合う機会がなかったわけでありまして、今度、御木文部大臣になられたら、この中村さんの約束というものはごになったのかどうかという事です。それから踏襲されて、やっぱ

りいまいのような文部省と日教組の約束というものは守られているのかどうか、このことをひとつお尋ねしたいわけでありまして。

○委員長(大谷蔵之助君) 先ほどの小林君から委員長に対する要望の点につきましては、いろいろいままでの経緯もあるかと思ひますから、委員長及び理事打合せでも検討し、なお関係当局にも連絡しまして、しかるべき時期に善処したいと思ひます。

○国務大臣(御木亨弘君) 私は、日教組でありまして、どんな教育者でも、意見は十分聞いていきたいという気持は十分持っているわけですが、日教組との関係につきましては、中村文部大臣の当時のいきさつ、有田文部大臣当時のいきさつを十分承知いたしておるのでございまして、また、中村文部大臣が三つの条件を出しまして、これは会見をいたすための前提条件ではないけれども、しかし、相当重要な条件である、だから、これに對しましてある程度の誠意ある日教組側のほうの考え方を要望しておられたことは事実だと思ひます。

それから憲法、教育基本法の共通の広場において話し合いをしようじゃないかという問題も承知いたしておるのでございまして。また、有田文部大臣のときに、この三つの条件が会うための前提条件ではないけれども、しかし、日教組の事実の行為におきまして、それに対して考慮する意思がないというような状況にあるときにおいて、自分はそれに会っても教育的効果をあげることはできないから会わないという態度でおられたというところも聞いております。

私が、たとえば教育基本法の共通の線において、日教組がわが国の憲法並びに議会民主政治あるいは法治主義、これらの原則の上に立つて処置される限りにおきましては、中村文部大臣の出した重要な前提条件というものは当然なことだと私も考えております。したがって、やはり日本の教育者としての立場において、当然にこれらのこ

とは日教組も考えていただくべき問題だと思ひますし、この態度について、明確な態度を日教組が示されない限りにおきましては、私もまた前大臣と同じように、現段階においてお会いをいたしましても、教育的効果をあらわすわけにはいけません。ただ、事務的な問題につきましては、いつでも、ひとつ事務当局に行ってお話をしたいだけはいいのでありまして、私の考え方として、日教組の基本的な態度をひとつはつきりしていただきたい。それを明確にわれわれが出したものは当然のことでありまして、それをひとつこの際、日教組として考慮してお聞きをいただきたいと思ひます。

○小林武君 当然のことというのは、何か勘違いなさっておるのじゃないかと思う。話し合いの前提条件ではないと言っておるそのときの言ひ方について少し補足して説明しますと、これは、私は日教組側から聞いたわけですから、ぼくはつけ加えておかなければならないと思ひますが、倫理綱領の再検討、教師の政治的中の確保、実力行使の廃止というような問題について、これについて文部大臣の言ひになりなればならぬといった場合には、そんなことで話し合いはいつまでたつてもつかわないでしよう。そうでしょう。だから、そういうことではなしに、一体こういう問題についての相互の理解の違い、誤解もあるだろう、そういうことで、このことについては早晩話し合いをしていけば、だんだん明らかにされることだから、こういうことをまず前に出して話し合いをやらないかというところは、日本の教育のためにうまくなければならないかという、そういうことでこれは前提条件にならないかということになったのだと私は承知しております。それで、やるといったら、どういふことかといったら、憲法や教育基本法というのは、もうこれは教育の上において一番大事な問題であるというところだけは文部大臣はよく御存じだ。その憲法や教育基本法を土俵にして、そのワケ内で話し合いをしていこうというのをきめたのであるから、その点は誤解のな

いようにしていただきたいと思ひます。
そこで、これはそうすると、文部大臣は文書交換をやったものについても、それは大臣の代がかれば知ったことではない、こういう意味ですか、簡単に言えば。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私憲法や教育基本法の共通の場という問題において共通であるという判断がつけばいつでもお会いしてもいいと思ひます。ただ、私も先ほど申しましたように、憲法の範囲と申しますのは、われわれはやっぱり議会民主主義、それから法治主義で、法律に従うということが前提条件である。ですから、たといま三条件の中で一つきり申し上げても、この法律で実行行使は禁止されておるわけですから、それを話し合ひの前提、話し合ひをしても並行線であり、これを文部省が押しつける、こういうふうなお考えでは、これは話にならないのでございまして、やはり憲法のもとにおいて、当然にそれをもとに、その範囲内においてやるといふ前提に立たなければ、それを無視した行為、これは憲法の共通の場で話をするといいわけにはいかないと私は思ひます。

○小林武君 説明のしかたが悪いのか、あなたの理解が悪いのか知らぬけれども、憲法と教育基本法を土台にしてやれば、どっちが間違っているということが明らかになりませんか、そういう問題の話し合ひをしている。なりませんか。あなたの立場でいえば、日教組のやることは憲法違反であり、教育基本法違反だということになるでしよう。それから日教組の側からいえば、いや文部省の考え方のほうが憲法違反で教育基本法違反だということをする。しかし、それも相互の間に達する、そしてこれからの話し合ひということもできるかもしれないし、あるいは全く理解し合えないで終わるかも知れぬけれども、私はそういう先の先は、もう、てんで話をしてもだめなんですからというふうなもの言ひ方で会わないといふことは、文部大臣あるいは政府としてはとるべ

きことではない、教員組合も何と言っているかという、憲法や教育基本法を一つの土俵としてやうにやりましよう、ということでは、あなたに言う法治主義、その上に立つてやうというの言ひです。だからあなたは、お前らが何のかんの言ひけれども、それは間違ひだということを主張なさつたらしい、会わなければ、その食い違いは直らぬじゃないですか。だからこそ話し合ひが必要じゃないですか。国と国とのあれだつて同じことです。佐藤さんが、ベトナム問題が出ると、すぐ話し合ひをやれと、こう言う。まず話し合ひのテーブルに着くことが前提問題ですと、こう言う。あなたはテーブルにつかせない。そういうことになりませんか。その論争はやめましよう、その結論は別の角度から聞きますから。そこで、あなたに聞かなければならぬ。あなたは会ひのか合わないのか、それかそういう文書の交換は認めるのか、認めないのか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私は要するに、いかなる団体といえども、また教育者なんかの意見も十分聞くという気持ちを持つておる。ただ、日教組と会ひのか合わないのかといへば、日教組が私どもの共通の基盤に立つような考えにならなければ、あなたは話し合ひによつてその食い違いは直せる、こうおっしゃいますけれども、はっきり法律に書いてあることを違反するといふ立場におつて、それを直そうとしないところは共通の基盤にはなり得ないと思ひます。これは何と法律に違反した行為を違反しないようにしろといふことを文部省が押しつけるということではなくて、これははっきり法律に書いてあるものであります。法律に従つてきたらどうか、こういう法律に違反することを、話し合ひでそれを是認するかどうかといふこと、話すという余地はないと思ひます。

○小林武君 そこで、あなたのお考えはわかつたが、その文書を交換した、文書の双方が合意に達した件については認めないのか認めるのか、それから会ひのか合わないのか、これだけでいいです。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 交換した事実は認めます。

○小林武君 いやそうじゃなくて、文書交換した内容を認めるのか、認めないのか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 文書交換で、そういうことが載つておつたといふことは認めます。ただ、認めるけれども、共通の場であるかどうかといふことは私が判断いたします。

○小林武君 何だか少しおかしいと思ひます。あなたは文書交換の事実は認めたとすれば、文書交換によつて両者が合意に達したことは、道義的に言つても、これはやはり実行するといふようなことがたてまえであります。これをやらなかつたら、一切の労働運動であるが、それから政党内士の話し合ひであるが、何であるが、文書交換をしたものを認めないと言つたらどういふことになるのですか。それこそ議会政治の本旨にもとるではありませんか。そうすると、文書交換したことの事実は認めるけれども、それを実行する意思はない、こういう御答弁ですか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 憲法や教育基本法の場において、その前提の中においてやれば、共通の場になると思ひますが、それを否定した形において、共通の場といふものはあり得ないのではないでしようか。

○小林武君 だからそのことを書いておるのじゃないですか。二項目に、「憲法第九十九条の精神のつとめ、憲法の諸原則および教育基本法を共通の土俵として、文部大臣のイニシヤチにより合意のうえ年数回話し合う」。だから、もしかりに日教組がこの土俵の中ではずれたことを言つたら、あなたのほうではこれはおかしいと言へばいいでしよう。あなたのほうがおかしかったら、日教組が、それはちよつと文部大臣おかしじやありませんか、こうなる。しかし、そういう取りきめをしておつても、あなたは日教組といふものを信頼しないで、とにかく何を言ふかわからぬといふことで、あなたが会わないといふことは、これ

はちよつとおかしいと思ひます。ただ、あなたはこの文書交換した当事者じゃありませんからね。これは私は責めるつもりはない。前大臣のあれを踏襲する。佐藤内閣ですから、佐藤内閣の政治のもとで、政府のもとでやっている限りでは、何ほ大臣がかわつても、踏襲しなくてもいいものかどうかといふことがひとつあります。ひとつありますけれども、あなたは踏襲する意思がないならいと言つてください。そうすれば、ぼくは別の質問をやる。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 共通の土俵で話といふものは、憲法や教育基本法といふ土俵の中でやることじゃないですか。

○小林武君 そうですか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) ですから、私ははっきり、日教組が教育基本法の土俵の中においてやれることであれば、いつでもお会いしますけれども、現に土俵の外に出ておるものを、土俵の中で相撲をとるということは考えられないことでは。まず日教組が、われわれの言うように、教育基本法の土俵の中に入つてきていただいたら、私はいつでもお会いいたします。

○小林武君 そうすると、逆に第一項に戻つていって、そういうことの議論をしては、いつまでたつても両者が接近することができません。これはそうですよ。国際間の問題であるが、これが一企業と企業の話し合ひであるが、みんな同じですよ。政党の派閥の問題でも同じです。それはその土俵の違ひばかり言つておつてもしょうがないので、その点については中村さんの場合においては、三項目は文部省の強い要望であると言つておる。その解決してもらいたいという要望はしているけれども、それを言つたつてしようがないから、とにかく要望はしておるけれども、話し合ひの前提条件にはないでいこう。ただし、お互いどこを土俵だと言つたら、憲法や教育基本法だぞ、これはずれたやうなことを主張したり、言つたりするのはだめですよといふこと

を双方で言い合っている。そうであつたらこれは筋はきわめてすっきりしていると思う。会うべきだ。それで、中村さんはお会いになった。お会いになったら、その土俵は違つておつたとは、これはおつしやらない。これは質問に対する答弁ですから、土俵は違つておつたとおつしやらない。やつておつたけれども、どうも大臣に話し合ひをするにはどうもちょっとこまごま過ぎで、ああいう話ばかりしてゐたのでは、わしが出なくてもいいやうなものだ。だから宮之原、榎枝というやうなものであればいい、そういうふうなひとつやつてもいい、こつと言つた。ところが日教組側は、それをやつたら、大臣というものは宮之原や榎枝というもののじやないとおつた。それから、困るということをお心配してゐる。だから、そういうことかといつて、ぼくがいろいろお伺ひをしてみたら、いや、そういうことではないけれども、とにかくいまのところたくさんの人と会つてみたが、宮之原と榎枝というあれと一べんこの次はやりたかと思つてゐるのだと、こつ言われる。それならば、日教組側にも会いなさいとぼくは言つてやるし、そうならつたらひとつ会つて、その次にはたくさんにも会つたといふこともあるといふことで、文書交換やられたらどうかと言つたら、それには御異議なかつた。御異議なかつたが、大臣どうもやめられてしまつたからこれはしようがない。そこで、あなたが先ほど来言つてゐることからいふと、会わないという理屈はちよつといふの答弁から出てこないです。それからあなたの方で考へてゐる土俵が同じであるならば、会つといふことならば、土俵を同じにしてやうといふことなんでしょう。日教組側の考え方としては九十九条の精神にのつて、とにかく土俵は同じだ、憲法と教育基本法だ、こついつてゐる。しかし、そんなこといふても、あいつらやつてゐることはといふことになれば、日教組側にもあるんです。あなたの方でも裁判やつて負けたことがあるでしょう。そう言へば、下級裁判だからまだまだおれのほうはやれるぞとおつしやるかもしれないが、同じことじやないですか。あなたのほうにもある。だから、そういう理屈を言わないで、ぼくはなるだけ穏やかに会えないものか、われわれもそういう演説をきいてもない初めのほうにやつて、皆さんから早くきょうあたり帰りたいといふときにやるのもいいや、どうなんですか、そこはつきりしてください。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私ややはり文部大臣として学校の教師の方々とひざを突き合はして会いたいという気持ちはいっぱひです。だが、この問題につきましては、やはり私だけの問題でなしに、歴史的に過去のずつときさつから申しまして、もちろんその三つの条件は前提条件ではないと中村さんは申しましたが、しかし、この前の有田さんのときでもはつきり言つておりましたけれども、やはりこれは重要な私は日教組としてお考へいただかなければならぬ問題だと思つておる。その問題に対して実力を、実際の実行をもつてはつきりこれに従ふないという意思表示をされたときに、私はなおかつそういう要求が日教組にある場合にお会いして、教育的に相当のいい効果が出ると思つておりました。私はまあその点については日教組も十分御反省願ひたい、御反省願つて、やはりさつぱらに、共通の場ができるやうな形でお会いする日がくることを熱望いたしております。

○小林武君 それでは大臣のお話は、その文書の交換といふやうなものは認めない、こついう御意向ですね、そう理解してよろしいですか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 文書の交換などといふことは認めません。また、共通の場であり得るならばいつでもそれに従ひますけれども、現段階では共通の場にはなり得ない、こつ考へております。

○小林武君 しかし、あなたがつかつかの、こつがおかしいのか、ちよつとわからぬけれども、大臣、ちよつとおかしいですよ。文書交換すれば、文書交換といふものはその線に沿つて実行するといふことと同じ意味なんですよ。そうで

しょう、約束したら実行といふことがあるんですよ。そんなことを道徳教育の親方が忘れては困る。あなたは道徳教育の親方なんです。約束したんですから、文書で交換したんですから、これは口約束じゃない、文書の交換、だから実行しなればいけない。中村さんのときでなくならつたから、あなたが約束になったのじやないから、とにかく私になつたら違ひますといふことを言うなら言うてください。それなら別のことを別のところから聞きたいことがある。もつときかのぼつて聞かなければならぬところがあるから別に移ります。あなたは文書の交換は認めますと言つて、だけれどもよくいふことを言うからいかぬ。文書の交換は、実施するといふ約束なんですよ。これは労働組合の場合ならば当然やらなければならぬことですよ。文書交換でやつておいて、やらないなんといふのはたいへんなことです。よ、不当労働行為ですよ。だから、どういふことですか、そこはどうなつておりますか。あなたのときにはこの文書は無効になつて、自分が大臣になつたら関知しない、そこを言つてください、そんならそれでいいですよ、ぼくはあなたの考へ方を認めるわけじやないけれども。

○国務大臣(鈴木幸弘君) それは中村文部大臣が文書交換したといふやうなことは事実として私認めさせていただきます。しかし、それは中村大臣が約束なさいます、そしてそれで何が何でもそれとて、会わなければならぬ労働行為だと言われるかもしれないが、私はいづれそこに書いてあるのは共通の土俵の場といふことが非常に疑義があると思ひます。これはそれを共通の土俵の場といふ意味がなかつたと思ひます。ですから文書の交換と認めるかどうかは私の判断にまかしていただきます。

○小林武君 私はとにかくさつきから始まる前から皆さんなるべく早くやめてくれろといふ御注文がありまして、なるべく端的にものを言つてい

るのですが、そんなことを言わないで、中村さんはそういう約束なさつたけれども、私はそれを実行する気持ちもない、こつおつしやつていただければいいですよ。大臣がお出しになつた、交換したことは、局長その他から聞いてあなた御理解になつてゐることはよろしい、そういうことを言つてゐるのじやないのです。私の言うのは、それを一体引き離して実行するのかもしれないといふことです。それでしたら、あなたはこつ文書についての中村さんとのあれを踏襲する気持ちはない、こつ判断してよろしいですね。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私はいま一べん言ひまして、文部大臣が同じ土俵の場になり得るのだつたら、いつでも文書の交換どおり会つてよろしい、ただ、私は土俵の場になり得るかどうかの判断は私にまかしていただかなければならぬ、何でもかんでも土俵の場にならぬのに、土俵の外でもやれといふことじや足しになりませんから。

○小林武君 どういふことかね、委員長長きからあれしてください、私の問いに対して答えておらぬ。これをやつておつたら長くかかりますよ。水ちよつと用意してください、委員長。ほんとうです、ぼくはたとえいまの土俵の場でも、日教組に対する注文でもあるでしょう、日教組側から大臣に対する注文でもあるでしょう、話しかけてもだめだといふことがあるから、話し合つたら日教組側も憲法、教育基本法の土俵からはずれないのだといふことを言つてゐる。それから文部省のほうでもそういう考へがある。そうすると、そこへ入つてみて、一体どつちがはずれてゐるのだといふことが出てくるかもしれない。そのときこそお互ひに話し合つて、おまえ、こつがはずれてゐるといふことをやれば、その話し合ひの中からほんとうの建設的なもの考へ方が出てくる。それを何も共通の話し合ひもしないで、おまえはおかしいぞといふことをやつておつたのでは、いつまでも理解のあれに達しない、こつ言つてゐるのです。それを中村さんがお考へになつ

て文書交換して、なるほどということをやった。宮之原日教組委員長も、それならば第二項の土俵を同じにして、そのワケからはずれないということとで話し合いをしようということできめたわけでしょう。ですから、二項目めというのは両方とも謙虚になったものの言い方ですよ。そして自分のものの考え方がどこにあるかというところを明らかにしている、限定しているのです。しかし、人間のやることでですから、自分たちは正しいと思って、正しくないということがあるでしょう。それはそうでしょう。そうすると、再軍備の問題だってそうです。憲法の九条の理解についても、日本国民が全部が全部同じにならない。しかし、お互いに憲法九条を守ろうとする人間は、たくさんあるでしょう。日本社会党もそうだし、自由民主党もそうでしょう。解釈のしかたはいろいろあるけれども、憲法九条を守らないという政党はないはずですよ。だから私はそんな大げさな問題ではないから、日教組とあれの問題なら、その舞台の上で話し合いましょうというのなら、あなたは最後のほうへいくと迷惑でもあるような話でもあるし、ないような話ですから、すっきりしてください。私はそんなことはどうでもいいのです。それについてお聞きしたい。もう会いませんとということであれば、こう言い切ってくれば、そうすれば、別なところであれでああなたのお考えをぜひ確かめておかなければならぬことがあるから別なところへ移ります。これに關係してですよ。とんでもないことを聞くわけじゃない。だから、そこそこどうですかね、はつきりしてくれませんか。そうでないに進めません。

○国務大臣(鈴木幸三君) 時間がかかりますから……。

ただ、私は中村文部大臣がしたことは認めますけれども、現段階においては私はある程度やむを得ません。

○小林武君 わかりました。あなたのおっしゃることは、中村さんがそういう約束をなさったけれども、私はその約束を認めるわけにはまいりませ

んと、こうおっしゃる。そうすると、一つまた手続的なことでちょっとお尋ねしておいたほうが將來のためになると思いますからお尋ねいたしますが、文部省はこれから、たとえばあれですか、日教組と話し合いをすることもあることだと思いたすが、そういう際の約束は、もう大臣がかわれば全然これは約束というものは何の役に立たないといふことになりませんか。そうなりますね。大臣がかわればもう前のあれは全然だめだ。そうすると、ほんとうのことか信頼できない。その人の在任中だけだ。あつという間にやめてしまふ人と何を約束してもだめだ、そういうことになりませんか。

○国務大臣(鈴木幸三君) これはやはり文部省としまして一貫性がなければなりませんけれども、しかし、絶対的に前の人の言ったことを何でも守つていかなければならぬという問題でもないと思ひます。やはり私も独立の文部大臣としてなつた以上は、私は私なりの判断でやるべきだと思ひます。

○小林武君 たいへんそこですっきりしてしました。それではお尋ねいたします。たいへんこの中で教育の中立性のことをあなたがおっしゃつていて、中立性のことを言えば、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法ですか、という法律がありますね。あそここの中の第一条というのは、中立性の問題についてだんだん具体的になってきていると思ひますが、あの中で、この中立性というのは「教育基本法の精神に基き」、教育基本法のところへいくという「憲法の精神に則り」、と、こうある。憲法、教育基本法、中立性、こう書いてある。その中の大きな目的の一つに「党派の勢力の不当な影響又は支配から守り」、こういうことがありますがね。「党派の勢力の不当な影響又は支配から守り」、教育の政治的中立を確保するということが、同時に、「教育職員の自主性を擁護する」ということ、これが第一条で目的ですから、教育の中立性といふことはこういうことだと私は判断しているんです。

そこであれですか。与党と野党というものがあつたわけですが、あなたのほうはどのくらい影響を受けるか、あなたのほうはどのくらい影響を受けるか、この法律ができたときはいろいろな御議論があつたことはよく私も知つておりますけれども、あなたのほうと野党とは違ひますか、どうですか、どのくらい違ひがありますか。野党と与党といふものは教育の影響、支配といふか、何でもいい、こういうことについて何か差がありますか。

○国務大臣(鈴木幸三君) 法律の問題でありますので、局長から答弁いたさせます。

○小林武君 だめです。これは政治的なものからだめです。

○政府委員(斎藤正君) 条文のことですから……。

○小林武君 条文じゃない。与党、野党として、あなたは与党、野党のことまで答弁できない。○政府委員(斎藤正君) 第一条は、いま先生お説きになったように、党派の勢力の不当な影響、支配といふことを言つてゐるわけでございます。これは要するに、いまの議会制民主主義で与党が政府を構成され、そしてその権限に基づいてやられる政策といふものは、これは不当な支配ではないと思ひます。これはむしろこの法律の精神であつて、中心は教育基本法の八条にいう政治的中立といふ問題は、教育の中心といふものについて、その一党一派に偏する中身といふものを幼少年児童生徒に一方的に注入すること、そのこと自体は禁止してゐる。それを担保するためにこの法律が、あつて、職員の団体を通してそういう教育基本法の八条に違反するような教育をなからしむるといふのがこの法律の制定の趣旨だらうと思ひます。

○小林武君 あなたは政党的なあれみたいなことを言つたけれども、多くの質問は大臣でなきゃだめなんです。与党と野党といふものがある。私は野党ですよ。あなたは与党。そうすると、与党と野党といふものについて不当な支配はともかく、不当か不当でないかといふことは一つの限界があつて、そこまでは不当で、ここまでは不当でないといふのがあつたわけですよ。おのずからそれはある。そうすると、与党と野党ではどのくらい違ひがあるのかといふことを聞いてゐるのです。

○国務大臣(鈴木幸三君) 不当といふことは……。

○小林武君 不当ではない。

○国務大臣(鈴木幸三君) 解釈は、やはり教育に對しましては正規の方法によつて定められたことをやるということであつて、いわゆる教育的に考えますと、与党であれ野党であれ、これはどっちにも偏してはいけな問題だと思ひます。

○小林武君 それはいいまいだ。斎藤さんはさつき具体的に言つた。斎藤さん、やはり与党の言うことは、とにかくこれはばくもそう思つてゐるのです。与党と政府との一体の關係といふものは、やはりこれはある程度認めるわけですよ。社会党だつて政権をとつたらさうだ。これは与党と政府と一体にならなければおかしいでしょう。なかなか話わかるでしょう、ばくの話は。そういうことを言つてゐるのだから、どこらまでだといふことをあなた具体的にばくきり言つてください。斎藤さんに聞いてゐるのではない。文部大臣に聞いてゐる。あなたが答えるのはおかしい。あなたは条文上のことで行政的なことを答へればいい。そういうことは政治家同士の話だ。

○国務大臣(鈴木幸三君) 私はこう解釈してゐるのです。『不当な影響又は支配から守り、』といふことは、不当といふものは何かといふことですが、これは正當になされない影響または支配だと、正當な支配といふのは、私はこの法治国家におきましては、国会の法律並びに法律に基づく処分によつて行なわれなければならない。ですから与党といふ場合においては、この民主政治でありまして多数決の原理によりまして、それは法律をきめます場合に、与党の立案する立法が多くの場合を通る、これはしかし正當に国会を通りました法律によつて受けられた場合は不当とはいひ得ない。だから、国会の當然の民主政治の原則によりまして多数決原理である限りは、与党が多数であ

れば与党の意見が通っていく。ただし、いかなる場合におきましても正当に国会というものによってなされた立法行為によって支配するものである。

○小林武君 そうすると、与党ではどのぐらいのことを、たとえば一つの政策をきめると、あなたのほうへの解釈というのは私のほうへの解釈とはだいぶ違うのですから、政党内閣の過程に、どうもあなたのほうとは食いついておるわけですか。私のほうは出てきたものについて、法律として出たり、あるいは行政的にやったりするようなどことについて、かくかくの具体的な事実についてはおもしろくないのではないかと、間違ひではないか。それこそ教育というものをほんとうの意味、中立ということばの意味、どっちの政党内閣ということばでなくて、日本人全体のためとか、日本の民族の将来のためとか、国の発展のためとか、あるいはいま生きていく子供たちのしあわせのためにとかという条件から見れば、それは間違ひではないですかということを言う、そうして反対する。しかし、われわれは反対するだけだけれども、あなたのほうは政党内閣で、それをどなんぞん持ち込むわけでしょう。そのことはどうなんですか、認めるでしょう。一体、野党と与党ではどこまで違うんですか、そこを聞きたいんです。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 野党の提案されたことでありまして、それをみんなが賛成をして国会を通れば、それは正当な支配だ。ですから与党の提案したことでも、国会を正当に通れば、これは多数決原理によってそれは当然に正当な影響のある支配になってくる、私はそう解釈いたしております。

○小林武君 それで鈴木さんに一つお尋ねしますが、どうですか、鈴木さんは戦前も文部省におられたわけだと私は思うのですが、私は戦前も教員をやったし、戦後も教員をやった。そういう立場からものを言わしてもらえば、一体、戦前の教育

というふうなもので、どうですか、全然間違ひなかったと、こうお考えになりますか。私はそのことでいま全面的に教育がどうだこうだという議論は長々とやるつもりはありませんが、たとえば戦前の教育に問題点があるということは憲法の中にも書いてあるのじゃないですか。憲法には、戦争を起したのには政府だというように書いてあります。これは憲法を見たならそういうふうな受け取りませんか。前文の中にどうですか。憲法の前文を見ると「我々」と書いてあります。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」というところに、政府の行為によって戦争の惨禍が再び起ることのないやうにすることを決意し」というところは形式的にはそういうことをおっしゃるのにはけっこうなんです。そこで、教育というものは中立性というやうなことは、文部省というやうなもの、従来の文部省というやうなものの、それから従来の教育の行政というやうなものでやるといふとあやまちが多いから、戦後のものの考え方には教育委員会というやうなものをつくらうと、さらには説をなす人は、三権分立ではなくて、四権分立というやうな考え方を出してきたのではないですか。私は中立ということを言うならばそこまで考えにやいかぬことだと思ひます。私はほかの行政の問題でも何でもいろいろな議論が立てられると思ひますけれども、教育というものはそこまでやっぱり考えていかないと、あなたの方ではないですか。平和の問題について、あなたの考え方ならば、平和の問題について政府が再びこういうあやまちを犯すやうなことをないやうにしようというのを教員が考えることは、はなはだもってふとどきどきということになりませんか。こういう教育をやられていったら最後はそういうことになるんじゃないかというのを心配する人や、そういうことを憂えて、教育のことで、一体、文部大臣、これはどうですかというやうなことを言う人があったら、これはあやまちだと言ひ切れないうしょう。憲法にも書いてあるんだから、ここに中立性という問題は相当謙虚にな

らなければだめですよ、だれでも。おれの言うことは正しい、おまえの言うことは正しくないというやうなものの考え方になってやたらだめだということを、憲法から教育基本法、教育基本法から出ていっている法律に出ているんですよ。教育の政治的中立性確保に関するなんていうあんなものは大したことないと言ひたいやうに。しかし、法律だからそんなことは言わぬことにして、そのぐらゐに議論されたんじゃないやうに、たいへんな議論だったでしよう、当時あなたも御存じのやうに。そういうことになると、あなたはいまのやうなあれをどう考えられますか、あなたのやうな議論ならそういうことを平気で言われますか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 小林委員は、何か戦前の教育が全部私が正しいと主張している前提条件で言われておると思ひますが、私はそういうことはまだ申し上げたことはありません。ただ、終戦後におきまして、民主主義教育ということであれわれ立ち直ったわけでありまして、そうして現在、その民主主義の政治形態におきまして、国会を通じて立法措置がなされておるわけですから、これはいま終戦後において日本が民主主義教育をやったときの立法措置が、戦争前にやった立法措置のやうなものでこれは守るに足らぬとおしやるべき筋合いのものじゃない。私は民主国家として立ち直った日本において立法措置をやりまして、戦前の教育は悪かったから、いまの法律に従ふ必要はないというやうな考え方は、これは私は現代国民としては許さるべきことじゃないと思ひます。ですから、私は現代の法律によつて日教組といえどもこれに従ふのは当然のこれは義務であるというやうに思ふのです。

○小林武君 それこそあなた妙な言ひがかりをつけては困りますよ。私は憲法を守るべきだということをおっしゃる。政府、政府とおっしゃって、その政府のやることもなかなか誤りの多いものだと言ひたい。憲法の前文に書いておるでしよう、こう言っておる。特に教育の問題になりま

すという、国の将来の問題について大きな影響を与えるやうなことで、国家百年の大計なやうなことをよく言う。それからまたその教育を受ける人の一生を支配するやうな問題があるわけですから、教育の政治的中立なんということを言うからには、そういうことを配慮しなければならぬでしよう、こう言っておる。それをあなたのほうの与党が法律をつくって、それに反対するやうなことがなければならぬといふやうな議論だけではうまいんじゃないやうに、少数の意見でもこれはやっぱり耳を傾けるというやうな考え方がなければならぬのではないかと、教育の問題だけは。それでなかつたら教育の政治的中立というやうなことを言ってもおかしくないやうに思ひます。それで、あなたの方のほうの与党の人がみんな集まって、一体あれでしよう、文部省から、もしかりに――役人が自分だけの考えでかりに持っていたとしても、だめだと言つたらそれでだめでしょう。そういう法律が出てきましか、だめだと言つたら出されないうしょう。結局、与党の意向に従ふんじやないですか、その間のことはあなたがどんな答弁をなさつても、世の中の人みんな知つておる。また当然あり得べきことでもあつて、私はそのこと自体をいま責めるとか何とかいふことじゃない、やっぱり政党内閣も弱みもあればいろいろあるやうなものですから、議會政治といえども、そういうことも、しかしそれが全部誤りでないから行なわれてもけつこう。ただしかし、それを行なうにあつて少数の意見であらうが何であらうが、事教育の問題に關しては政党内閣と何となくいふことでなく、考えの違ふ人の意見も聞いて冷静に判断しなければならぬといふことがなかつたら、教育の政治的中立というものはだめなんだ。だから、あなたのほうでやつたことでも、文部省はこれだけの権限がありますよといふ、裁判所だめだと言われたことがあつたでしよう。まだ上級裁判にいくから負けたんじやないぞという言ひを言つていても、これはだめですよ。裁判所だつてやっぱりそういう判決を

ありますので、これは一がいに申せぬと思います。ただ、私がお答えしたいのは、二つあって、研究者として、真理であらうというものを教育の場で教える場合には、一定の抑制がなければならぬというひとつでございました。それから、今度は、真理と申しまして、いま、教科は広範な学科を背景として出てきて、自分がこれが絶対のものだというようにただで全部公の教育を押し進めることは危険性がある。それは松下村塾のように一人の先生を慕ってきゅう然と集まってくるということ、いまの国民は好むと好まざるにかかわらず、その地域の学校に行かされる、それが国民教育でございますから、その点の違いはこれはやむを得ないと思うのです。

○小林武君 それは答弁のがれたな。ぼくは思うのだけれども、あなたはそういうことを言うけれども、こうじゃないですか。いろんな説があると言っている年輪があることはあなたよりも学校の教師のほうがよい配慮しているのです。年齢に応じて物事を教えるのです。そういうらどうですか。こういうのもある、こういうのもある。文部省の解釈はこうです。文部省の解釈のあれがとにかく標準になるというところはできないですよ。そのとおりのもあるけれども、そうでないものもあるのですから。ただ、ぼくは文部省が民主教育を出発したときのように、教師の自主性というものを重んじて、そして教科書等もこれは参考の程度であるというふうなことで、指導要領その他についてはとにかくかなり教師の自主性を生かしたやり方でやった時代はたいへん教育がうまくいった。いまはあなたのような態度でしよう。官報に出して法律で定めたもの、許さない、それは少しおかしいのじゃないか。だから教師の自主性とは何かということをもう少し考えなければならぬ。教師の自主性というのはそういう抑制されたものを教える自主性ですか。これ

なら昔と変わらないじゃないですか、その態度

です。そりゃ昔は大学の教授までそう言ってきたのだよ、こう言った。まあ小学校の先生はわりあい正直だからそこまで言わなかった。このとおりです、こう教えていた。それであなたのほうのあれも書いてあるでしょう。文部省のだから書いてたか知らぬけれども、ぼくはいつでも引き合ひに出すが、大蛇のしっぽから剣が出たとか、神風でいくさが勝ったとかいうことを学校の先生が教えたものだから日本の国民に合理的精神がなくなつて、そしてどえらい戦争に国民をぶち込むようなことになったといつて罪は全部われわれがかぶつた。しかし、私はかぶつて、なるほどそうだなと思つた。そういうことを教えた、文部省がおこるのは無理なと思つたけれども、このごろはがらつと態度を変えて、文部省の抑制をきかないものとはにかく間違つておるといふもの言ひ方をしたら前と同じじゃないですか。そういうことが教師の自主性では私はないと思うのですがね。外部の者が一体どうやるか、外部というものは文部省じゃないですか、国じゃないですか、与党じゃないですか、そうならたまたま外部というものは。そういうことになるのじゃないですか。そのほかの外部というものは何だということになる。外部の圧力ということをおかすことになる、最後は。政府だつてあやまちをおかすということとは憲法の中に書いてある。前文を見なさい。そう書いてある。「再び戦争の惨禍が」と書いてあるでしょう。それを取つてしまふので、あなたたちはそういうことをよくに言われるのですか。どうですか。政府だつて誤りはあるのですよ。教育的良心というものは、自主性というものをほんとうにいうならば、教師が教育的良心に従つてやるといふことに対して責任を負わすべきですよ。憲法の九十九条によつて憲法のあれを守つてとにかくいくのだということを徹底すれば、それと子供に対する愛情というものを強調すればこれはいくのですよ。

どうですか。

○政府委員(斎藤正君) むしろ指導要領がどこまでこまかくきめ、それが限界を越えておるかどうかという問題だろうと思ひます。指導要領をお読みになつておればわかりますように、かなり、どういふふうな教授上ふうするかというふうな余白があり、またそのねらいを書いて具体的な行為といふものはゆだねておるといふのが実際のところだと思います。指導要領など、極端な言ひ方をすれば、授業におけるはしの上げおろしのようなことまで書いてあるはずはない。私が抑制と申しますのは、私はおのずから限界があるといふことを言つておるわけです。その限界がいかなるものが適當であるかといふのは国民常識で判断していただかなければならぬので、法律的な論争では私はないと思ひます。

○小林武君 しかし、あなたたちそう言うけれども、ぼくはこの間、ある教員養成をやつていたといへりつぱな方の話を聞いた。一つのある産業的にたいへん疲弊したところの教育に従事している教員が、この状況を見るに忍びない、だから、ここの生産を高めるように、もっと意欲的になるように、その中で育つてゐる子供たちがもっとそれに對して将来一生懸命困難を克服して發展していくようなやり方を教えないければならぬ、そういう一つのカリキュラムに従つてやつてみたところが、赤だといふことで大騒ぎになつたそうなんです。教育委員会は赤の系統だ。具体的に名前をあげれば一番いいんですが、それは差し控えます。大騒ぎになつてどえらいものになつた、教員はぶつたまげた、そういう例は戦前にやつぱりあつたんです。つづり方事件というものがそれでした。あのときよくぼくらつづり方事件に関連した連中のものを見たんですけれども、あの人たちの考え方は当時の貧乏な生活に子供がうちひしがれないで、その中からとにかく貧乏でなくなるためにどうしたらいいかといふような意図のものだった、これはどこから考へても危険思想でも何でもありません。自民党の衆議院議員をやつた弁護士がその

弁護をやつて一冊の本を書いた。その中に、ばか

ばかしい話だと書いてある、この弁護にあたつてこんなばかばかしい話でたくさん教員がやられたことはまことにつまらない話だ、こう書いてある。そういう種類のことにいまなりつつあるんじゃないですか、あなたたちの抑制があるから、抑制に従わなければいかぬのですよと、こう言うから。それはやつぱり行き過ぎたら、だれだつてどつちだつて非難するべきですよ、教育といふものは一方的で独善的なら。日本の国民全体といふのはやつぱり共通の広場がなければならぬですよ、保守とか革新とかいふことは別にして。教育基本法だとか憲法だとかいふワクの中で、それから教育といふものは少なくとも真実を教えるといふことについてやはり制限があつて、真実ならざることを自分の独断でやるというふうなことは許さるべきではない。そういうあれは教師は厳として守る責任があるんですよ、そういう教育を自主性といふべきではないですか。文部大臣にこんなにくどく言つたのは、私はあなたの言う日教組に対するやり方が氣にくわないからですよ。あなたは文部大臣ならば堂々と會つて、こういうことはけしからぬじゃないかといふことを言つたらいいじゃないですか。一べん話してだめならその次の機会に、年に五回でも六回でも會つていいんですから、それで何べんおまえらの話を聞いても私はとにかく理解できないといふことをあなたたちのほうでやつたらいいじゃないか。すぐ頭にくて、さうして時間をかけて共通の広場をつくるというふうなことを中村さんはとにかく文書化した、それをあなたは認めない。こういうやり方は間違ひですよ。これはここでやめましょう。検討しておいてください、これは終つたものではございませんから。○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言がなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(大谷藤之助君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。 剣木文部大臣。

○国務大臣(剣木文部大臣) 今回、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和三十一年以来、文部省は、著作権制度の全面的な改正作業を進めてまいりましたが、この間、改正作業中に著作権の保護期間が終了する著作権者を救済するため、二回にわたり保護期間の暫定延長が行なわれ、現在、著作権の原則的な保護期間が著作家の生存間及びその死後三十五年とされていることは御承知のとおりであります。

著作権制度改正に関する著作権制度審議会の答申は、四年間にわたる慎重な審議を経て昭和四十一年四月に提出されました。文部省におきましては、この答申を基礎として鋭意法文化につとめ、昭和四十一年十月には、試案として「著作権及び隣接権に関する法律草案」を取りまとめ、それを公表して、関係者その他の意見を聴取するとともに、政府案の作成に努力をいたしているものであります。著作権制度の全面的改正という事柄の性質上、なお成案の決定には日時を要する事情にあるのであります。

また、国際的には、来たる六月から一カ月間ストックホルムにおいて、わが国が現に加盟し、現行法がその基礎をいたしております文学的及び美術的著作物保護に関するベルヌ条約の改正会議が二十年ぶりに開催されることとなっており、この改正会議の動向にかんづいては、国内法をさらに検討する必要があることも考えられます。

これらの事情から、いましばらくの日時をかり、さらに慎重な検討を重ね、適切妥当な成案を得て、著作権制度の全面的改正についての国会の御審議をいただくことが適当であると考えるに至りました。よって、この際、従来二度にわたる暫定措置の趣旨にかんがみ、著作権制度の全面的

改正の実施されますまでの期間を考えまして、さらに保護期間を暫定的に延長することといたしたいと考えます。

本案の内容は、以上の理由により、現行著作権法第五十二条により五年間暫定的に著作権の保護期間が延長されている著作物に關し、従来の措置の趣旨に沿ってその著作権の保護期間をさらに二年間再延長し、当分の間三十七年とするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(大谷藤之助君) 以上で本法律案についての提案理由の説明聴取は終了いたしました。

○小林武君 ちよつと言、実はちよつと正確にあれしなかつたけれども、非常に私、まああとで速記録を調べてみますが、その中に、日教組は憲法違反であるというようなことを——という団体だというような御発言があったとすれば、そういうふうな何かばくは聞いたのだけれども、これについて、そういう意味のことを文部大臣言われましたか、憲法違反の問題。

○国務大臣(剣木文部大臣) 憲法違反と直接言った考えはないのでございますが、速記録を調べまして、もしそのようなことがございましたら訂正いたします。

○鈴木力君 ちよつとつけ加えますが、長いこと言いませんが、憲法違反ということばを使わなくとも、憲法と教育基本法のワケ内ない。大臣、そういう意味の発言はしてありますね。

それから、さっきの不当な支配という解釈が、与党のやったのは不当でない。野党のは不当だということは、そういうことはわからない。そういう考え方で新しい文部大臣が文部行政をやるとすれば、これは、われわれとしても法律案審議についてよほど配慮しなければなりません。そういうことで、速記録を調べますけれども、あとで、こ

れらの問題についてあなたに私質問します。

○小林武君 先ほども言いましたように、これはこの次にやるわけでありまして、速記録を調べて、いささか端を欠くようなことがあれば、私はこれはもう了承できませんから、どうぞひと

○委員長(大谷藤之助君) オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。 剣木文部大臣。

○国務大臣(剣木文部大臣) このたび政府から提出いたしましたオリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、オリンピック東京大会の際に用された選手村の施設を青少年のために利用することを目的として設立されたオリンピック記念青少年総合センターは、昭和四十一年一月にその業務を開始して以来、青少年の宿泊研修の場としてその成果をあげつつありますが、今後ますます宿泊研修の需要が増大することが考えられ、さらに、本年八月に開催されるユニバーシアード東京大会の選手村として使用されることにもなっておりますので、施設設備の拡充整備をはかる必要があります。そこで、この際、第四十八国会において同法案の御審議の際、衆参両議院において附された決議に基づき、隣接の国有の建物六棟及びその敷地を同法人に出資することとし、オリンピック記念青少年総合センターの機能を一そう充実しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(大谷藤之助君) 以上で本法案についての説明聴取は終了いたしました。

○内藤三郎君 一言発言させていただきます。三月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、難波宮跡の保存に関する請願(第一号)
一、へき地教育振興法の一部改正に関する請願(第二号)(第三号)
一、高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員等教育条件改善に関する請願(第四号)
一、教科書無償給与の実施に関する請願(第五号)(第六号)
一、靖国神社の国家護持に関する請願(第七号)
一、学校栄養士の設置に関する請願(第三四号)(第三八号)(第四二号)(第四三号)(第一二二号)(第一一七号)(第一二二号)(第一二七号)
一、各種学校新制度の早期確立に関する請願(第九六号)
一、難波宮跡、田能遺跡等文化財埋蔵地の完全

午後一時四十九分散会

保存措置に関する請願(第一〇三三号)
一、義務教育施設等の整備促進に関する請願
(第七三三号)

第一号 昭和四十二年二月十五日受理
難波宮跡の保存に関する請願

請願者 大阪府北中之島一ノ四大阪府会
議長 大西保三郎

紹介議員 赤間 文三君 椿 繁夫君
中山 福藏君 亀田 得治君

大阪府東区法円坂町一帯にまたがる難波宮跡(六四五年―七八三年)は、古代日本の首府として歴史上、きわめて重要な意義をもつものであるから、この国家の貴重な民族遺産を保存するため、難波宮の遺構をできる限り広く、かつ完全に復原整備し、史跡公園として永久に保存顕彰できるように特段の措置を講ぜられたい。

理由

一、祖先の貴重な遺産である文化財を保存し、永久に後世に伝え、広く公開して文化的活用をはかることは、国家の民族発展の上に積極的な意義を有するきわめて重要な方途である。

二、すでに昭和三十九年五月、宮跡の中核部、大極殿院及び大安殿所在地域約五千三百坪は史跡の指定が行なわれ、さらにその後の調査により、天武朝、朝堂院跡を発見し、この難波宮跡が孝徳天皇大化年間にかのぼると推定されるわが国最古の都城であつて、きわめて貴重な史跡であることが明らかにされた。

三、大阪府民としては、こうした国民的遺産は最も適切な方法によつて保存し、これを永久に顕彰することが現代に生きるものの責務であると考へてゐるが、この重要な遺跡の保存事業がもつ国家的意義からして、一地方団体に於いて行なうには、その事業の質量があまりにも大きく、当然国の責任において積極的に遂行されるべきものと思ふ。

第二号 昭和四十二年二月十五日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願
請願者 新潟県刈羽郡小国町八王子 加藤 敏郎

紹介議員 内藤三郎君

へき地教育振興法の一部を改正し、左記事項の実現を図られたい。

一、へき地教育振興法第三条第六項に、市町村が行なう、へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするための必要な措置として寄宿舎の設置を明記するとともに、これを国による補助の対象とすること。また、学校給食の施設及び設備に必要な措置を講ずること。

二、へき地手当の級別支給割合を次のように改め、最低保障額を設けること。

一級地 百分の十 (現行百分の八)

二級地 百分の十五 (現行百分の十二)
最低補償額 三千五百円

三級地 百分の二十 (現行百分の十六)
最低補償額 五千二百五十円

四級地 百分の二十五 (現行百分の二十)
最低補償額 七千円

五級地 百分の三十 (現行百分の二十五)
最低補償額 八千七百五十円

三、市町村が行なう、へき地教育の振興に関する事務に要する経費についての国の補助率を十分の八に改めること。(現行は二分の一)

理由

へき地教育振興法にうたわれてゐる教育の機会均等の趣旨にもとづき、かつ、へき地における教職員の特殊事情からへき地手当の増額及び省令による指定基準の改正を再三にわたり要求してきたが、政府はいっこうにこれらの解決に積極性を示さず今日に及んでゐる。

このことは、へき地教育の実態及びへき地住民の教育に対する切実な要求を無視したものである、全く遺憾にたえない。

第三号 昭和四十二年二月十五日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願
請願者 長崎市錦町七九四ノ六 近藤礼司
紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである

第四号 昭和四十二年二月十五日受理

高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員等教育条件改善に関する請願
請願者 福島県伊達郡伊達町字片町三六 田中義樹外一名

高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員等教育条件の改善に關し、昭和四十二年度における予算及び行政措置をもつて左記事項の実現を図られたい。

一、高校生徒募集の定員を増加すること。(そのための学校施設を増強すること)

二、一学級あたりの生徒定員を減らすこと。(学級編制を四十名にし、教職員の定数を増加すること)

三、小学区制を実施すること。

四、教育費父母負担を軽減すること。(地財法の徹底、寄附金、入学金、とくに私学進学者の過重な負担金廃止の措置等)

五、めぐまれない地域の進学者希望者に助成措置をとること。(奨学金の拡充、定時制、分校の統廃合中止、独立校促進、県移管等)

理由

一、昨年四月の高校進学者は、百五十八万六千名で、中卒者二百三十三万五千名に対し進学率は七十四・六パーセントで、前年より四パーセントも上昇している。このことは、いかにして高校進学を抑制するかという昭和三十八年からの文部省の行政指導をおしあげて確保した全国地域父母の熱烈な願望のあらわれである。

「高等学校は義務制でこそないが、国民全体の教育機関として、中学校卒業まで希望するものはすべて入学させることをたてまゑとして学区制も法律にその基準をもっているのである」という昭和二十六年の通達に正しく、また、アメリカ、ソビエト、イギリス、フランス等欧米諸国の教育改革の路線の趣旨も同様である。

しかるに、十月に中教審の発表した「後期中等教育の拡充整備について」の内容は、世界の先進諸国の動向に背馳しているばかりでなく、国民の切実な教育要求を抑圧し、憲法、教育基本法に規定されている教育方針をゆがめ、ひいてはさらに進学競争体制をこれ以上激化させる差別、選別の方向を強化してゆくものである。

小・中学校の教材の所有率は全国平均で三割(文部省調査)という現況であり、公立高校の一学級生徒数は五十二―五十三名というすしづめ学級であつて、これら教育条件が整備されてこそ父母、子ども、教師の願う「ゆき」といふ教育が保障される基礎がつくれ、すべての青年に完全な後期中等教育を拡充整備する重要な一つの条件が確立されるのであり、これを抜きにして六・三・三制の学力を批判することは、本末を誤まつてゐる。

二、1 高校進学を抑制すること。2 学区を拡大すること。3 普通高校をへらして職業高校をふやすこと。4 普通高校、職業高校を通じてコース制を強化すること。という文部省の指導のため、入試地獄、進学競争の激化をきびしくしている。

三、教育費父母負担の軽減とめぐまれない地域の進学者希望者への助成の問題は、全国PTA協議会、全国母親大会、日本子どもを守る会等諸団体からの決議、要求が年ごとに強まっております、いまや社会問題化してゐる。

第五号 昭和四十二年二月十五日受理
教科書無償給与の完全実施に関する請願
請願者 山梨県東山梨郡牧丘町窪平日本教

育推進連盟山梨県支部内 鈴木木

紹介議員 吉江 勝保君

全額国庫負担による中学校第三学年までの教科書無償給与を、昭和四十二年度予算において完全実施されたい。

理由

教科書の無償給与は、現在小学校全学年と中学校第一学年に対して適用されているが、この現状は、義務教育無償の大原則に照らしていまだ不完全であり、また、政府の当初の計画に比べて一年の遅れをとっている。

第六号 昭和四十二年二月十五日受理

教科書無償給与の完全実施に関する請願

請願者 三重県津市栄町一丁目日本教育推進連盟三重県支部内 菊川秀一

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七号 昭和四十二年二月十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 熊本市桜町三ノ一〇熊本県議会議長 柳山弘

紹介議員 林田 正治君

靖国神社は、特に法的措置をもって国家で護持できるような望みする。

理由

靖国神社は、国事に殉じた人々を尊崇し、その霊を追悼し、国民の感謝を表現するところであって、宗教法人法にいう宗教ではない。これを、国が護持することは、宗派をこえた日本人としての自然の感情であるので、遺族はもとより、国民大多數の信条をくむべきである。

第三四号 昭和四十二年二月十六日受理

学校栄養士の設置に関する請願(四通)

請願者 和歌山市小松原通一財団法人和歌山県学校給食会会長 光定道次外

紹介議員 玉置 和郎君

学校給食の栄養、衛生管理及び栄養指導の徹底を図り、食事内容の充実向上を期するため、左記事項の実現を図られたい。

一、児童生徒数三百一人以上の完全給食実施学校に対し一人の栄養士又は管理栄養士を必置すること。

二、給食費を都道府県の負担とし、これに対して国庫負担を行なうこと。

三、身分を栄養教諭(仮称)とすること。

理由

一、学校給食の成果を収めるには、高度な専門的知識と給食管理技術をもつた栄養士又は管理栄養士を必置して、栄養的、魅力的な献立の作成、調理の指導、給食物資の購入、食中毒、赤痢等の事故防止等、学校給食の栄養、衛生管理の全般にあたらせ、学校給食管理体制の万全を期することが必要である。これは国民の健康体力つくりの上からもきわめて肝要である。

二、市町村の経費負担の軽減を図るため、栄養士を公立の小中学校の教職員と同様にすることが必要である。

三、現在、栄養士の身分が不安定であり、職制も不明確で学校によっては職員会議に出席することもない実情である。

四、学校給食以外の集団給食施設では、ほとんど栄養士が設置されているが、学校給食では昭和四十一年五月現在約三万六千の給食実施小中学校のうち、完全給食実施学校における栄養士の充足率は、小学校九・六パーセント、中学校七・三パーセントにすぎない。

五、昭和二十一年学校給食の再開以来毎年、学校栄養士設置の必要性が全国の関係者によって強く要請され、ようやく昭和三十九年度予算から学校給食共同調理場における栄養士設置費国庫補助が認められたが、その数は昭和三十九年度二百一人、昭和四十年四百七十

七人、昭和四十一年度七百九十七人、うち単独校分百五十人で、単独校における予算人員は全国の完全給食実施小中学校数のわずか〇・七パーセントである。

六、栄養士のいない学校では、学校給食の栄養、衛生管理、給食事務のほとんどは給食主任の手にまわっており、これに要する時間と労力ははく大である。給食事務を完全に遂行するには、毎日午後時間の大部分をあてねばならないので、授業に対する支障や健康上からも憂慮すべき問題があると指摘されている。

七、このような状態では、児童生徒の体力体力の向上と栄養改善等、学校給食の目的を達成することはとうてい不可能である。

(別紙学校給食法に関する参、衆両院の附帯決議及び栄養改善法の一部改正案について)

第三八号 昭和四十二年二月十六日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 札幌市北三条西六丁目北海道教育庁保健体育課内北海道学校栄養士協議会内 河原善吉

紹介議員 岡村文四郎君

小林 第一君

井川 伊平君

西田 信一君

高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第四二号 昭和四十二年二月十六日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 富山市弥生町四三富山県学校栄養士会内 竹脇淑子

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第四三号 昭和四十二年二月十六日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 奈良県橿原市八木町三八七 好川 宗一

紹介議員 大森 久司君 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第一二二号 昭和四十二年二月十八日受理

学校栄養士の設置に関する請願(三通)

請願者 栃木県宇都宮市下栗町二、一三三ノ三 金子由美外二名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第一一七号 昭和四十二年二月十八日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 宮崎市和知川原町三九三日本栄養士会宮崎県支部内 中原恒子

紹介議員 平島 敏夫君 黒木 利克君

温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第一二二一号 昭和四十二年二月二十日受理

学校栄養士の設置に関する請願(五通)

請願者 滋賀県大津市梅林一ノ四ノ一五滋賀県中学校長会内 初田育造外四名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第一二七号 昭和四十二年二月二十日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 岡山県倉敷市築港倉敷市連合PT A会内 前田正泰外千三百三十五名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第九六号 昭和四十二年二月十七日受理

各種学校新制度の早期確立に関する請願

請願者 福岡市天神一ノ一(県総務課 気付)南別館地階社団法人福岡県各種学校協会会長 久富金作

紹介議員 亀井 光君

先般、文部省提出の改正法案として閣議決定した「学校教育法の一部を改正する法律案」は、各種学校制度の整備改善と外国人学校制度の創設を内容とするものであるが、われわれ各種学校関係者は前者について一日も早くその実現をのぞむものであるから、今次国会に本法律案を上程し、新各種学校制度の成立を図りたい。

理由

一、各種学校の現在の法的地位は、学校教育法第八十三条雜則に「学校教育に類する教育を行なう施設と規定され、きわめて不備な状態におかれているが、今回の改正案は各種学校制度の抜本的改善と各種学校を正當に学校体系の中に位置づけようとするもので、われわれ各種学校人が長年にわたって要望し実現を期して運動を進めてきた方向とまさに一致するものである。

二、新制度が確立されれば、われわれ各種学校関係者は、今日各種学校が、国の職業教育、技術教育、青少年教育、女子教育等の教育の各分野において果たしている有用な役割を、よりいっそうよい条件のもとで推進し、わが国教育の発展のためにつくることが出来る。

第一〇三号 昭和四十二年二月十七日受理
難波宮跡、田能遺跡等文化財埋蔵地の完全保存措置に関する請願（八十七通）
請願者 大阪府豊中市岡町南五ノ三六ノ二
嶋田曉外九百三十六名

紹介議員 中山 福藏君

難波宮跡や田能遺跡など、歴史的に重要な遺跡については、国家の責任において万全の処置をとることが緊要であり、最低左記事項の実現を図りたい。

一、当該の遺跡の意義を明確にするに必要な範圍において、學術的に十分な地域を、他の条件のいかんにかかわらず、国の責任において必ず史跡指定地とし、また現指定地がこの条件をみたさないものはすみやかに拡張し、保存に反する変更は、事情のいかんを問わず認めず、その現状保存に十分な配慮をなすこと。

二、史跡指定地に隣接する区域については、遺跡である可能性のうすい場合でも、国が十分な予算措置と調査期間を確保して、學術調査を実施させ、その結果をまづて処理すること。

三、史跡指定区域については、広く學術経験者の団体と十分な連絡を保って、なるべく遺跡の破壊をなくし、よりよくその重要性が国民一般にも理解できる施設を国が計画し、それが実現に努力することによって、たえず活用を忘れないこと。

理由

近時、大阪府下百済寺跡に史跡公園ができ、兵庫県下五色塚の公園化工事が進みつつあるなど、史跡の公園化がなされ、広く国民に民族の文化遺産の意義を啓蒙する努力が高まりつつある。しかしその反面、一般国民の目にふれることのすくない貴重な文化財を埋蔵する遺跡が、諸般の建設事業の進展に伴って、次々に破壊されている。幸にしてその一部が当局者の理解ある処置で保存された場合も、財政の苦しい地方公共団体の力では十分に保存顕彰の方法を講ずることが困難で、その善意も効を示すことがすくない。

第一七三三号 昭和四十二年二月二十二日受理
義務教育施設等の整備促進に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ三福島県町村会
内 佐藤了寿外一名

紹介議員 松平 勇雄君

町村の義務教育施設の整備等に関し、左記の実現を図りたい。

一、国庫負担率をすべて二分の一とし、へき地においては三分の二とすること。
二、国庫負担事業費を大幅に拡充し、統合校舍、危険校舎、屋内運動場等の整備を促進すること。

三、学校建物の鉄筋、鉄骨化を促進し、現実に即して補助単価を引き上げること。
四、校費取得費について単独の起債項目を設けること。

五、義務教育施設整備事業を大幅に拡大し、充当率を引き上げること。

理由

義務教育施設の整備については教育の機会均等の趣旨から国の助成のもとに苦しい町村財政の相当高率を投じているが、経済の伸長により必要な施設水準の確保は困難をきわめている。特に、老朽危険校舎、学校統合、へき地における教育施設等は、急速な整備に迫られているが、これが施策は、遅々として進まない。

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校栄養士の設置に関する請願（第一九六号）（第二三七号）（第二五三三号）（第二六〇号）（第二七五号）

一、心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校及び学級増設に関する請願（第一九七号）
一、学校給食用小麦粉国庫補助に関する請願（第二三八号）

第一九六号 昭和四十二年二月二十三日受理
学校栄養士の設置に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町一ノ一 奥沢喜久太

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第二三七号 昭和四十二年二月二十七日受理
学校栄養士の設置に関する請願

請願者 大阪府東区大手前二ノ一 社団法人日本栄養士会大阪府支部内
小笠原勇外一名

紹介議員 中山 福藏君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第二五三三号 昭和四十二年二月二十七日受理
学校栄養士の設置に関する請願（四通）
請願者 三重県上野市東条八八 三重県上野市教頭会内 菊山久外三名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第二六〇号 昭和四十二年二月二十七日受理
学校栄養士の設置に関する請願

請願者 大阪府東区大手前二ノ一 全国学校栄養士協議会大阪府支部内
上田和外一名

紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第二七五号 昭和四十二年二月二十八日受理
学校栄養士の設置に関する請願

請願者 福島市天神町一ノ三三 全国学校栄養士協議会福島県支部内 佐川久子

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第一九七号 昭和四十二年二月二十三日受理
心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校及び学級増設に関する請願（二通）

請願者 埼玉県深谷市新井三三三 柳克海外五十七名

紹介議員 土屋 義彦君
心臓病の不幸な子どものため病、虚弱児学校及び学級の増設を図りたい。

理由
一、心臓病の子どもは、その病気の性格上、普通の子どもにくらべて発育がおくれ、しかも虚弱な例が多く、このため小学校では入学を拒否する事例や、親が就学の猶予を願ったり、教育がおくれる事例が少なくない。

二、また、かりに小学校に入れたとしても健康児と同一の行動ができず、児童の中で孤立し、子ども

もの精神形成上有害な結果となることも多い。心臓病の子どもを持つ親は、子どもの教育について途方にふれてゐる。

三、現在、全国に約三十の病、虚弱児学級があるが、収容人員はあまりにも少なく、しかも収容されているのはほとんど結核の子どもである。また、病、虚弱児のための学級は、大都市にわずかしかない。

第二三八号 昭和四十二年二月二十七日受理

学校給食用小麦粉国庫補助に関する請願

請願者 大阪市東区大手前之町二ノ一大阪府学校給食会内 鎌田庄蔵

紹介議員 中山 福蔵君 赤間 文三君

学校給食用小麦粉国庫補助が打ち切られると、今後の学校給食の運営が混乱に陥るので、これを存続するよう要望する。

理由

一、この補助が打ち切られるならば、物価上昇のりから給食費の増額の傾向が助長され、ことにパンの価格と品質の維持が困難となり、このため、父兄の負担増大は一食一円にとどまらなくなり、都道府県教委の指導は全く無効になる。

二、また、文部省の打ち出している昭和四十五年度を目標とする学校給食の完全実施推進策が後退するとともに、さきに学校給食制度調査会から出された給食費の半額公費負担の答申が根底から崩れることとなる。

三、さらに、米食偏重の弊を是正し、パン食を普及するための財政措置としてとられた学校給食用小麦粉の特別価格の制度が無視され、学校給食の果たしてきた食生活の改善への寄与が黙殺されることとなる。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校栄養士の設置に関する請願(第三三六号)(第三三七号)(第三四六号)(第三九一号)

一、心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校及び学級増設に関する請願(第三三八号)
一、戦時動員学徒公務殉職者の在籍校卒業認定に関する請願(第三八二号)

第三三六号 昭和四十二年三月二日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町三ノ一五ノ一埼玉県学校給食研究会内 辻田光

三

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三三七号 昭和四十二年三月二日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町三ノ一五ノ一埼玉県学校給食推進協議会内 柿沼未太

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三四六号 昭和四十二年三月三日受理

学校栄養士の設置に関する請願(三通)

請願者 福島市飯坂町湯野婦人会館内福島県婦人団体連合会内 菅野八千代 外二名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三九一号 昭和四十二年三月七日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 群馬県渋川市石原八〇 千明ミエ

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三三八号 昭和四十二年三月二日受理

心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校及び学級増設に関する請願

請願者 横浜市戸塚区長尾台三五八 梅崎

園子外八百九十三名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第三八二号 昭和四十二年三月七日受理

戦時動員学徒公務殉職者の在籍校卒業認定に関する請願

請願者 愛知県半田市有楽町一ノ七一 石川一雄

紹介議員 青柳 秀夫君

戦時動員学徒公務殉職者が、各所属学校で「除籍」「中途退学」「爆死」等の取扱いを受けているのは、遺族としてまた当時から教師として納得できないから、動員学徒援護法により公務死の処遇を受けている学徒については、当該在籍校の卒業生として認定するよう、すみやかに法的措置を講ぜられたい。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案
著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
第五十二条中「三十五年」を「三十七年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない。

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校栄養士の設置に関する請願(第四七六号)
一、ローマ字のつづり方統一に関する請願(第四七九号)(第五〇七号)

一、靖国神社の国家護持に関する請願(第五〇五号)

第四七六号 昭和四十二年三月十四日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ一社団法人日本栄養士会東京都支部内 桑原丙午生

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第四七九号 昭和四十二年三月十五日受理

ローマ字のつづり方統一に関する請願

請願者 京都市左京区吉田本町二七社団法人日本ローマ字学会会長 赤堀四郎

紹介議員 中山 福蔵君

ローマ字のつづり方統一に関する既定方針をすみやかに実行推進するよう、政府を勧告されたい。

理由

日本語のローマ字つづり方には、以前からいわゆる「ヘボン式」と「訓令式」の二種類があつて統一されていないため、国際的にも国内的にも多くの支障をきたしている。政府は昭和五年からの問題の解決にのり出し、戦前五箇年、戦後五箇年半にわたる慎重な審議を経て、昭和二十九年十二月、内閣告示第一号及び内閣訓令第一号をもって、「訓令式」に統一する方針を明らかにした。しかるに、その後、主管官庁が熱意を欠いているため、統一が実現されていないことはまことに遺憾である。

第五〇七号 昭和四十二年三月十六日受理

ローマ字のつづり方統一に関する請願

請願者 滋賀県彦根市東栄町三七 相場半三 外四十七名

紹介議員 中山 福蔵君

この請願の趣旨は、第四七九号と同じである。

第五〇五号 昭和四十二年三月十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 大分県南海部郡本匠村二、五〇五

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

三月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部」を「歯学部」に改め、同表秋田大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表山形大学の項及び茨城大学の項中「文学部」を「教育学部」に改め、同表東京工業大学の項中「理工学部」を「工学部」に改め、同表横浜国立大学の項中「経済学部」を「経営学部」に改め、同表大阪学芸大学の項中「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表九州大学の項中「医学部」を「歯学部」に改め、同表中

九州工業大学
工学部
九州芸術工科大学
工学部
を
九州工業大学
工学部
に改める。

第三条の二第一項中「室蘭工業大学」を「室蘭工業大学」に、「徳島大学」を「愛媛大学」に、「熊本大学」を「宮崎大学」に改める。

第三条の三第一項の表中北見工業短期大学の項を削り、同条第二項の表中大阪外国語大学短期大学部の項を次のように改める。

大阪大学医療技術短期大学部
大阪府
大阪大学

第四条第一項の表東京大学の項中
伝染病研究所
伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
を
に改め、同表中「橋大学」の項の次に次の

医科学研究所
感染症、がんその他の特定疾患に関する学理及びその応用の研究
に改め、同表中「橋大学」の項の次に次の

新潟大学
脳研究所
新潟県
脳及び脳疾患に関する学理及びその応用の研究

第四条第一項の表金沢大学の項中

結核研究所

石川県

結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究

を

がん研究所

石川県

がんに関する学理及びその応用の研究

に改め、同表京都大学の項中

結核研究所

結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究

を

結核及び胸部疾患に関する学理及びその応用の研究

を

に改め、同表長崎大学の項中

風土病研究所

長崎県

風土病に関する学理及びその応用の研究

を

熱帯医学研究所

長崎県

熱帯医学に関する学理及びその応用の研究

に改める。

第四条第二項の表京都大学の項中

原子炉実験所

大阪府

原子炉による実験及びこれに関連する研究

を

原子炉実験所

大阪府

原子炉による実験及びこれに関連する研究

に改める。

霊長類研究所

愛知県

霊長類に関する総合研究

を

第七条の二の表中「平工業高等専門学校」を「福島工業高等専門学校」に改め、同表中群馬工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

本更津工業高等専門学校

千葉県

第七条の二の表中

富山工業高等専門学校

富山県

富山工業高等専門学校

富山県

に

鈴鹿工業高等専門学校

三重県

を

鳥羽商船高等専門学校

三重県

鈴鹿工業高等専門学校

に

呉工業高等専門学校

広島県

を

広島商船高等専門学校

広島県

呉工業高等専門学校

に

宇部工業高等専門学校

山口県

を

大島商船高等専門学校

山口県

宇部工業高等専門学校

に

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

を

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

弓削商船高等専門学校

に改める。

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

を

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

弓削商船高等専門学校

に改める。

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

を

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

弓削商船高等専門学校

に改める。

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

を

新居浜工業高等専門学校

愛媛県

弓削商船高等専門学校

に改める。

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中弘前大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

茨城大学養護教諭養成所	茨城県	茨城大学
愛知教育大学養護教諭養成所	愛知県	愛知教育大学
徳島大学養護教諭養成所	徳島県	徳島大学

第二条第二項の表中「大阪学芸大学養護教諭養成所」を「大阪教育大学養護教諭養成所」に、「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に改め、同表中岡山大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

則 附

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表九州工業大学の項の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 昭和四十二年度北海道大学若しくは九州大学の歯学部、帯広畜産大学、愛媛大学若しくは宮崎大学の大学院、大阪大学医療技術短期大学部、木更津工業高等専門学校、富山商船高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、広島商船高等専門学校、大島商船高等専門学校若しくは弓削商船高等専門学校又は茨城大学養護教諭養成所、愛知教育大学養護教諭養成所若しくは徳島大学養護教諭養成所に入学者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十二年四月一日から当該学部、大学院、短期大学部、高等専門学校又は養護教諭養成所にそれぞれ在学していたものとみなす。

3 山形大学及び茨城大学の各文理学部、東京工業大学の理工学部並びに大阪外国語大学短期大学部及び岡山大学法経短期大学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び第三条の三第二項の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日に当該学部又は短期大学部に在学者が当該学部又は短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

四月四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 政府は、第四条第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地に所在する次に掲げる国有の土地及び建物並びにその土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を出資の目的とすることが出来る。

- 一 土地 宅地 三万五千九百三十・九八平方メートル
- 二 建物 鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建 六むね 総床面積 一万六千三百五十四・三八平方メートル

附則第九条中「前条」を「前二条」に改める。

附則第十条中「及び附則第八条」を「並びに附則第八条及び附則八条の二」に改める。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校栄養士の設置に関する請願(第六四〇号)

一、幼児教育振興に関する請願(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三二二号)(第七三三二二号)

第六四〇号 昭和四十二年三月二十八日受理 学校栄養士の設置に関する請願(三通)

請願者 山梨県甲府市丸ノ内一ノ六ノ一山梨県学校給食推進協議会内 名執 齊一外二名

紹介議員 吉江 勝保君 この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第七二六号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 岩手県盛岡市中央通 伊藤トク外 四百六十名

紹介議員 鈴木 力君 幼児教育の振興を図るため、左記事項の実現を強く要望する。

一、希望者全員を入園させるため、一小学校区一幼稚園、一保育所の新增設を行なうこと。

二、幼稚園施設設備費の八割国庫負担制度を確立すること。

三、幼稚園教員給与の三分の一国庫負担制度を確立し、教育職俸給表(三)を完全適用すること。

四、保育所保育給与を改善すること。特に乙地域保育所従業者は甲地並に引き上げること。

五、父母負担の軽減を図るため、地方交付税の幼稚園単位費用を設置し、積算基礎を引き上げるとともに、保育所の保育単価を大幅に引き上げること。

六、私立幼稚園、保育所に対する国の助成金を大幅に増額すること。

理 由 一、文部省は、昭和三十九年から私立を含めて

就園率六十三・五パーセントを目標とした幼稚園教育振興七箇年計画を実施しており、厚生省も昭和四十二年度から五箇年計画で約三千九百四十箇所の保育所の増設を予定しているが、これらの計画は、現に都会などで入園手続のため徹夜までしている父母の要求からみれば、きわめて不十分なものである。

二、また、幼稚園、保育所の教員、保育の給与は、非常に低く押えられているため、教員、保育母になる人が少なく、その不足による労働過重がしいられている。

三、なお、国庫補助、市町村の公費負担が少ないことと、物価上昇により父母の保育料負担はますます増大しており、幼児教育の振興をさまたげている。

第七二七号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 岩手県宮古市日影一ノ六 長沢歌子外四百七十五名

紹介議員 小野 明君 この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七二八号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県柏市光ヶ丘二ノ三 片山幸子外四百四十五名

紹介議員 千葉千代世君 この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七二九号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県船橋市菜園台町一ノ一三 雨宮寛郎外四百四十五名

紹介議員 中村 英男君 この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七三〇号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県船橋市菜園台町一ノ一三 雨宮寛郎外四百四十五名

紹介議員 中村 英男君 この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七三〇号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県船橋市菜園台町一ノ一三 雨宮寛郎外四百四十五名

紹介議員 中村 英男君 この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七三〇号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県船橋市菜園台町一ノ一三 雨宮寛郎外四百四十五名

紹介議員 中村 英男君 この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七三〇号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県船橋市菜園台町一ノ一三 雨宮寛郎外四百四十五名

紹介議員 中村 英男君 この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七三〇号 昭和四十二年三月三十日受理 幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県山武郡九十九里町粟生一、
二二三 田井すぢ外五百六十五名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七三二号 昭和四十二年三月三十日受理
幼児教育振興に関する請願

請願者 岡山県和気郡佐伯町田土 今田智
子外二百十五名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七三三号 昭和四十二年三月三十日受理
幼児教育振興に関する請願

請願者 岡山県和気郡佐伯町天瀬 前田道
子外三百十四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、幼児教育振興に関する請願(第七八三号)
(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第
七八七号)(第七八八号)

第七八三号 昭和四十二年四月一日受理
幼児教育振興に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡新里村和井内 佐
々木ヤヨイ外二百十六名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七八四号 昭和四十二年四月一日受理
幼児教育振興に関する請願

請願者 岩手県江刺市岩谷堂幼稚園内 佐
藤フミ外二百五名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七八五号 昭和四十二年四月一日受理
幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県木更津市祇園七九二ノ三
内記房子外二百四十四名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七八六号 昭和四十二年四月一日受理
幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県山武郡松尾町大堤 押尾た
き外三百八十五名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七八七号 昭和四十二年四月一日受理
幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡夷隅町萩原四、九四
〇 渡辺敏外三百五名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

第七八八号 昭和四十二年四月一日受理
幼児教育振興に関する請願

請願者 千葉県山武郡横芝町古川一八八ノ
一〇 土屋敏外三百十名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七二六号と同じである。

昭和四十二年五月六日印刷

昭和四十二年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局